

第1回定例会 会議録

会期 自 令和 6年 3月 8日
至 令和 6年 3月 14日
(7日間)

第 1 回定例会会議録目次

議事日程	(審議結果)	2
	一般質問通告書	4
第 1 日	(招集、上程、説明、報告)	
	招集挨拶・報告	7
	施政方針	1 1
	議第 1 号～ 1 2 号 (条例)	1 3
	議第 1 3 号 (事件)	1 5
	議第 1 4 号～ 3 0 号 (予算・補正予算)	1 6
	議第 3 1 号～ 3 3 号 (事件)	1 9
第 5 日	(一般質問)	
	第 5 番 渡邊 正 議員	2 1
	第 3 番 古原 和哉 議員	2 4
	第 6 番 井出 光 議員	2 6
	第 9 番 大西 たま子 議員	3 1
	第 4 番 渡邊 亜子 議員	3 8
	第 8 番 林 克比古 議員	4 4
	第 7 番 由井 基治 議員	4 6
	第 1 番 中嶋 治樹 議員	5 5
第 7 日	(質疑、討論、採決、追加議案)	
	議第 1 号～ 1 2 号 (条例)	6 0
	議第 1 3 号 (事件)	7 3
	議第 1 4 号～ 3 0 号 (予算・補正予算)	7 4
	議第 3 1 号～ 3 3 号 (事件)	9 3
	(追加議案)	
	議第 3 4 号 (補正予算)	9 5
署 名	9 7

令和6年 川上村議会 第1回 定例会議事日程

日程号	審議事項	審議結果	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番
第 1	会議録署名議員の指名 4 番議員 5 番議員											
第 2	会期の決定 (3 月 8 日～3月14日までの 7 日間)											
第 3	諸般の報告											
	(1) 村長の招集挨拶及び行政報告											
	(2) 議長行政報告											
	(3) 一部事務組合報告											
	(4) 監査報告											
第 4	施政方針演説											
第 5	一般質問 (別紙通告書のとおり)											
第 6	議第1号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 7	議第2号 川上村屋内ゲートボール場施設設置条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 8	議第3号 川上村介護保険条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 9	議第4号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 10	議第5号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 11	議第6号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 12	議第7号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 13	議第8号 川上村犯罪被害者等支援条例の制定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 14	議第9号 川上村中小企業融資保証基金条例を廃止する条例の制定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 15	議第10号 川上村体育施設条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 16	議第11号 課設置条例の一部を改正する条例	可決	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○
第 17	議第12号 川上村新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 18	議第13号 川端下辺地、大深山辺地に係る総合整備計画の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 19	議第14号 令和5年度 川上村一般会計第5回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 20	議第15号 令和5年度 川上村特別住宅特別会計第1回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 21	議第16号 令和5年度 川上村国民健康保険特別会計第2回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 22	議第17号 令和5年度 川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第1回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 23	議第18号 令和5年度 川上村介護保険事業特別会計第2回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 24	議第19号 令和5年度 川上村訪問看護事業特別会計第2回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 25	議第20号 令和5年度 川上村簡易水道事業会計第3回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 26	議第21号 令和5年度 川上村下水道事業会計第3回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 27	議第22号 令和6年度 川上村一般会計歳入歳出予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 28	議第23号 令和6年度 川上村営バス事業特別会計歳入歳出予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 29	議第24号 令和6年度 川上村特別住宅特別会計歳入歳出予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 30	議第25号 令和6年度 川上村国民健康保険特別会計歳入歳出予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 31	議第26号 令和6年度 川上村後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 32	議第27号 令和6年度 川上村介護保険事業特別会計歳入歳出予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 33	議第28号 令和6年度 川上村訪問看護事業特別会計歳入歳出予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第 3 4	議第29号	令和6年度 川上村簡易水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 3 5	議第30号	令和6年度 川上村下水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 3 6	議第31号	財産の取得について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 3 7	議第32号	川上村林業総合センターの指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 3 8	議第33号	川上村観光施設の指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【追加議案】

追加 1

日 程 番 号	議 事 項	審議結果	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番
第 1	議第34号 令和6年度 川上村一般会計第1回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 2	委員会の議会閉会中の継続調査の件											
第 3												

令和6年川上村議会第1回定例会一般質問通告書

通告番号	質問要旨	質問者	所要時間	答弁者
1	<p>○川上村野菜生産販売戦略協議会の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年第3回定例会の一般質問において、今後の取り組み対策として「野菜の消費拡大PR事業」「農業生産経費に関する事」「野菜の多品目化」「収入保険に関する事」の4点を答弁いただいたが、その後の進捗状況はどうなっているか。 ・第3回定例会以降に「野菜生産販売戦略協議会」の会議が開催されているが、その際には、どのような意見が出されたのか。 	第5番 渡邊 正	15分	産業建設課長
2	<p>○第一小学校、第二小学校の跡地利用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校統合後について、現在の小学校の土地と建物は再利用するのか、解体するのか。 ・再利用する場合、耐震性を高めれば再利用できる建物になるのか、解体しなければならない建物なのか。 	第3番 古原 和哉	25分	村長 教育振興課長
3	<p>○人口減少及び少子高齢対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本村の人口は年々減少が続き、少子高齢化が進んでいるが、村としてどのような対策を講じるのか。 ・本村においても子育て支援は行われているが、支援内容の再考が必要ではないか。 ・人口減少対策として新婚世帯の2世帯住宅問題への対応が必要と考えるが、その対策として村営住宅の増築や村の財政調整基金等を利用した1件1,000万円程度の住宅リフォーム資金の無利子貸し付け制度の新設等は考えられないか。 	第6番 井出 光	10分	村長 総務課長
	<p>○企業誘致について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村長選の公約で謳っている企業誘致は人口減少対策として大いに期待できると思うが具体的な構想はあるのか。 ・清浄野菜産地のイメージを保護した企業の選定とあるが、その企業等がイメージを損なう企業活動をしたときはどのような対応をするのか。 		10分	村長
4	<p>○小学校建設にかかる費用と村財政について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村長選後の統合小学校構想についてと村財政の見直しについて ・小学校建設費がパブリックコメントから28%も増額された理由について ・小学校建設費財源は多額の地方債で占められているが、令和10年には道路、庁舎、小学校建設の地方債返済が重なる事で村財政が圧迫される影響について 	第9番 大西 たま子	40分	村長 教育振興課 企画課長
5	<p>○川上村との姉妹都市、友好都市との現状と今後について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県恩納村への中学生修学旅行が令和6年度から中止となった、その経緯と今後について。 ・アメリカのワトソンビル市との姉妹都市交流についてコロナ禍以降はどのような形で交流をしているのか、また、今後はどのような形で進めていくのか。 	第4番 渡邊 亜子	15分	教育長 企画課長
	<p>○ヨーロッパ女性研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヨーロッパ女性研修は4年に一度実施すると聞いていたが、なぜ実施されなくなったか、その経緯と今後について。 		10分	企画課長
6	<p>○秋山1号橋の河床低下、橋台補強の対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで村や県に対して秋山1号橋の河床低下や橋台の補強等の対策を要望してきたが現状何も対策がされていない。今後の集中豪雨や台風による被害の発生が心配されるが、この状況を村はどのように考えているのか。 ・村は秋山1号橋の対策について県と協議等は実施しているのか。 	第8番 林 克比古	20分	村長
7	<p>○埋原地区排水対策の進捗状況と今後の予定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋原の排水対策事業の進捗状況について ・駅周辺（大沢、下り川）治山工事と排水対策の進捗状況とこれからの予定について。 	第7番 由井 基治	20分	産業建設課長
	<p>○川上村の公債費と基金の管理状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起債の説明について。 ・現在の未償還元金と償還金の推移とこれからの償還額について。 ・基金の管理状況について。 		20分	企画課長
	<p>○統合小学校建設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の進捗状況と財源について 		20分	教育振興課 企画課長
8	<p>○子どもの医療費窓口負担について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、一医療機関につき500円の窓口負担となっているが、500円である根拠は。 ・子どもの医療費窓口負担を無料にすることは可能か。 	第1番 中嶋 治樹	10分	村長 保健福祉課長

招 集 年 月 日	令和6年3月8日			
招 集 の 場 所	川 上 村 議 事 堂			
会 期	令和6年3月 8日 午前10時00分から 令和6年3月14日 午後 2時00分まで			
出 席 議 員	1 番	中嶋 治樹	6 番	井出 光
	2 番	川上 真人	7 番	由井 基治
	3 番	古原 和哉	8 番	林 克比古
	4 番	渡邊 亜子	9 番	大西 たま子
	5 番	渡邊 正	10 番	由井 秀樹
欠 席 議 員	なし			
不 応 招 議 員	なし			
会 議 録 署 名 議 員	4 番 渡邊 亜子		5 番 渡邊 正	
地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名	村 長 由井 明彦	社会福祉協議会事務局長 由井 康奈	副 村 長 中島 修	診療所事務長 原 達也
	教 育 長 藤原 克朗	保 育 所 長 篠原 正和	会 計 管 理 者 原 岳司	教育振興課長 長崎 治
	総 務 課 長 由井 正一	教 育 振 興 課 参 事 加藤 明男	企 画 課 長 中嶋 昌哉	公 民 館 長 高見澤 光
	産 業 建 設 課 長 原 恭司		保 健 福 祉 課 長 藤原 英紀	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 井出 智博	書 記 小林 達樹		
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和6年川上村議会第1回定例会（第1日）

令和6年3月9日

開会 午前10時00分

開 会 宣 言

○議長（由井秀樹君） 皆さん、おはようございます。足元の悪い中を大変ご苦労様です。

会議に先立ち本年1月1日に発生しました能登半島地震で被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

地震による住宅の倒壊等240名を超す多くの尊い命が失われました。犠牲になられた方々に哀悼の意を表すとともに、ご遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。

まだまだ復興には程遠い状況ではありますが、我々も精いっぱい協力と励ましをしていきたいと思えます。

ここで、この地震で犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表し、黙祷を捧げたいと思えます。

それでは皆様ご起立をお願いします。

（黙 祷）

黙祷を終了してください。どうぞご着席ください。

まず初めに、代表監査委員 由井茂延君から、本定例会を欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。

改めまして、本日は全員の出席を得ております。ただいまから、令和6年第1回定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（由井秀樹君） それでは、日程により議事を進めます。

最初に会議録署名議員を指名いたします。

4番 渡邊亜子さん、5番 渡邊 正君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（由井秀樹君） 続いて、会期の決定についてお諮りをいたします。

会期につきましては、先日3月5日の議会運営委員会で検討されましたので、その結果を、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 林 克比古君。

○議会運営委員長（林 克比古君） おはようございます。議会運営委員会から第1回定例会の運営につきましてご報告いたします。

3月5日に役場で議会運営委員会を開催いたしました。最初に会期でございますが、本日8日から14日まで7日間といたしました。

一般質問は、3月12日に予定しまして、通告順については、議案集綴り込みのとおりです。

上程される議案は、条例案が12件、令和5年度各会計補正予算案が8件、令和6年度各会計当初予算が9件、辺地総合整備計画の変更、財産の所得についてが各1件、指定管理者の指定についてが2件です。

すべての案件について、本日上程し、14日に質疑、討論、採決の予定であります。

慎重な審議と議論、またスムーズな議会運営にご協力をお願いしまして、報告といたします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 議会運営委員長から、会期は本日から3月14日までの7日間とする旨の報告がございました。

委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、委員長報告のとおり、本日から3月14日まで7日間と会期を決定いたします。

日程第3 諸般の報告

（1）村長招集挨拶及び行政報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、諸般の報告に入ります。

最初に、村長招集挨拶及び行政報告を求めます。由井村長。

○村長（由井明彦君） 皆さん、おはようございます。

まず初めに、令和6年1月1日、北陸地方を中心とした能登半島地震により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。震災から2ヶ月が経過しましたが、現地の状況を見るに、まだまだ通常の生活を取り戻すには時間を要するようになっております。

また、被災直後より全国各地から、多くの行政職員が災害復旧活動に派遣されておりますが、本村も「チーム長野」の一員として、3月10日から14日まで、能登市へ職員を2名派遣する予定です。早期復旧・復興にむけて国を挙げて臨んでいただくとともに、本村としても惜しまぬ協力をしていくつもりでございます。

さて、2月11日執行の川上村長選挙において、村民の皆様のご信任を賜り、引き続き

村政運営を担わせていただくこととなりました。改めてその責任の重さを痛感するとともに、村民の皆様のご期待に応えるべく全身全霊で村政運営にあたる所存でございます。今後の政策につきましては、後ほど施政方針の中で申し上げます。

さて、本日ここに、令和6年川上村議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともにお忙しい中、全員の皆様のご出席を得て開会できますことを、まずもって御礼申し上げます。

はじめに、国の新年度予算についてです。国の新年度予算額は112兆円規模となる見込みです。今年度同様「新しい資本主義」の加速に向けて、内外の重要課題の対応として、「構造的賃上げの実現」と「人への投資」の強化や、「少子化・こども政策の抜本強化」の実現に向けた予算が確保されております。具体的には、診療・介護・障害福祉サービス等の報酬改定により、現場で働く方々の処遇改善や、児童手当の拡充として、「高校生年代までの延長」や「第3子以降3万円」への引き上げをしております。本村においても、これを受けて当初予算に反映しているところであります。

地方交付税については、前年比3千億円増となる総額18兆7千億円となり、6年連続での増加が見込まれます。地方自治体が行政サービスを安定的に提供できるよう、適切な予算確保をしていただいたと考えております。

一方で、年々増加する社会保障関係費などを考えると、将来に向けて楽観できる状況ではなく、引き続き健全財政を維持しつつも、住民サービスに影響することのないよう努めて参りたいと思っております。

次に、県政の動向についてです。

「しあわせ信州創造プラン3.0」に基づいた政策を柱に、一般会計で9千9百億円規模となる見込みです。先日の報道でもございましたが、長野県の人口が200万人を割りました。民間の調査等では、移住したい先ランキングで上位となっておりますが、結果としては人口減少に歯止めが利かない状況となっております。こうした問題意識から、人口減少対策に手厚い予算を確保し、さらなる社会増を推進することとしております。また、能登半島地震を受けて、住宅の耐震化を加速するための補助制度拡充なども重視されております。本村としましても長野県同様の問題意識をもっておりますので、補助金などの財源を見逃す事なく、住民サービスに反映させて参ります。

次に、本村が取り組んでおります、大型ハード事業の進捗について申し上げます。令和5年5月に開庁した、この庁舎も間もなく1年を迎えようとしております。交流防災センターの調理室や大会議室などは、公民館活動の皆さまに多いに活用して頂いているところです。また、現在、確定申告期間中となりますが、玄関に入ってすぐに申告相談ができるという事で、大変好評を得ています。今後も、より良い利用ができますよう、

職員一同運営をして参ります。庁舎関連の工事につきましては、残された第二期駐車場整備をもって、すべて完了の予定となっております。

次に、「千曲川左岸道路・大深山産業道路」についてです。事業計画から10年以上経過したこの道路も令和6年に全面開通する予定です。村の基幹道路として安全に利用いただけるよう、維持管理に努めてまいります。

最後に、統合小学校についてであります。今回の村長選挙に村民皆様がもっとも関心をもたれている施策であることを改めて痛感したところであります。この期間中に争点となった建設の是非や財源について、村民の皆様の生の声を聞けた事は、私にとって大きな財産であり、今後事業を進めていくうえでも大いに参考になるものでした。建設にあたっては、まだまだ課題となると思いますが、村民の皆様のご理解、またご協力をいただくとともにここにおいでの方のお力添えもいただきながら、令和9年4月には、子供たちの未来への礎となる校舎として開校できるよう進めてまいります。

それでは、本定例会に提出いたしました議案について申し上げます。

内容は、条例改正が12件、辺地計画の変更が1件、令和5年度一般会計及び特別会計予算案が8件、令和6年度一般会計及び特別会計の当初予算案が9件、その他、財産の取得案件が1件、指定管理者の指定について2件の、合計33件となります。

各会計補正予算につきましては、一般会計で1億5千9百万円の追加をお願いするものです。

主な補正予算の内訳は、教育施設整備基金への積み立てをはじめ国保会計への繰り出し金、社会福祉協議会への補助金等が増額となっております。詳細につきましては、各担当課長より説明させます。

た、3月議会は6年度当初予算のご審議をいただくことになっておりますが、今回提案する当初予算は、先の村長選挙の関係で、経常的経費や継続事業のみの骨格予算となっており、大部分の新規事業や政策的判断の必要がある予算は除いたものとなっております。

その結果当初予算の一般会計総額は38億1,900万円、前年度との比較で15.4%の減、特別会計を合わせた総額で61億4,433万円となり12.8%の減となっております。

詳細につきましては、先日の議員予算説明で担当より説明させていただいておりますので、割愛をさせていただきますが、新規事業等の予算につきましては、補正予算として臨時議会に上程し、ご審議いただくことを予定しておりますので、よろしくお願い致します。

いずれにしましても、予算管理につきましては、コスト意識を持ち、着実に実行するとともに、引き続き、社会福祉補償や少子化・人口減少対策・小学校統合に向けた準備

など組織横断的に取り組む課題に向けて全庁をあげて全力を尽くして参る所存でございます。

また、私の行政報告につきましては、お手元の議案集にございますのでご覧いただきたいと思っております。以上をもちまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくご審議のほどをお願い致します。

(2) 議長行政報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、議長行政報告を申し上げます。

議長行政報告につきましては、議案集の中に綴り込んでありますので、ご覧をいただきたいと思っております。

(3) 一部事務組合報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、一部事務組合報告を求めます。

佐久広域連合議会の報告を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =佐久広域連合議会報告=

(4) 監査報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、監査報告を求めます。監査委員、井出光君。

○監査委員（井出 光君） =監査報告=

○議長（由井秀樹君） 続いて、専決処分報告を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =専決処分報告=

○議長（由井秀樹君） 以上、諸般の報告がございました。

ここで質疑を許します。質疑ございませんか。

林克比古議員。

○8番（林 克比古君） この専決処分というのが、最近、前回も多かったし、金額も大きくなってきていて、これをもって、その地区の担当の方の管理とか、それから村の職員の管理とか、その辺を区分けして、なるべくこういうのがなくなることに努力した方がいいと思っております。金額がこのところずっと多くなっていることをどういうふうにか、説明してください。

○議長（由井秀樹君） 総務課長。

○総務課長（由井正一君） 何年か続いておりまして、毎回グレーチングが跳ね上がるということで、車体下部の破損ということになっております。今回の場合ですと、グレーチングについては当然固定されていないものが跳ね上がってしまったということで、現

にはグレーチング自体を外してありますし、あそこは今工事をしておりますので、そこには大きな鉄板を引いてありまして、その後もまたグレーチングなりの対策をしたものを設置していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 林議員。

○8番（林 克比古君） 後から対策ということではなくて、なるべく地区ごと、区があるんだから区の人たちにも悪い所があったなら役場に言ってもらいたいとか、そういう連携を取って、なるべく事故が起きないように村自体で考えた方がいいと思う。その辺をいろいろ考えてよろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） グレーチングの事故は春から多くなっています。おっしゃる通り金額も伸しております。地元の林野保護組合と協力しながら、チェック体制を強めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 9番林議員の質疑を終結いたします。

他に質疑はございませんか。

質疑はないようですので、諸般の報告を終わります。

日程第4 施政方針

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第4 施政方針を村長由井明彦より申し上げます。
由井明彦村長。

○村長（由井明彦君） 今議会は、私が村長に再選していただいた最初の議会でございますので、村政へ向けての私の所信の一端を述べさせていただきたいと思っております。

はじめに令和2年度に村長選以来4年間村政を担いさせていただいてまいりました。この4年間を振り返りますと、なんとといってもコロナウイルス感染症の対応に振り回されたと言っても過言ではありません。就任当初は専門家からの指摘どおりの感染を広めないための対応に、村民の皆様とともに役場職員一丸となって取り組んでまいりました。ワクチンの集団設置も積極的に推進し、高齢者や基礎疾患のある方を優先し、一般の方も含め、重症化した場合のリスクを回避するための方策を講じてまいりました。しかし思い描いたようなスムーズな収束には向かわずに幾度にも感染と収束を繰り返してしまいました。この間、皆さんの生活は一変し、制限のために不自由な時間を過ごされたものと私も実感しております。感染廃止の位置づけが令和5年5月8日に2類から第5類に引き下げられてから現在に至るまでの間、徐々に普通の生活を取り戻しつつあります。

村政にとりましてコロナ対策に追われる日々を過ごし、給付金とは幾度となく支給

してまいりました。プレミアム商品券も発行をいたしました。これが落ち込んだ日本経済の立て直す一翼となるよう願って止みませんでした。この間普通の暮らしではないために、新しい施策を打ち出したり、公約を実現させる努力もできない状況で、将来に向けて川上村の進むべく道を十分に表せなかったわけであります。

こういった状況の中、早いもので4年間の任期満了を迎えました。村民の多くの方から再び村政を担うべきという声をいただく中、後援会からの推薦もありまして、この度の村長選に立候補し、皆様からの信任をいただきました。これからの4年間私の公約立件のためのスローガンでもあります「元気でやさしい、明るい村づくり」を基本とした村政を担ってまいりる所存でございます。

まず第1は、なんといっても農業振興です。基幹産業の農業を発展させることで明るい未来が創設されると思います。持続可能な産地を目指し、さらに土地改良事業や排水対策事業に取り組みます。また、自然や社会環境に左右される農業です。安定化や充実を図り、生産品目の見直しや農業経営そのもの見直しを図る機会と捉え、生産団体と連携しながら協議の場をもってまいりたいと考えております。

第2には、福祉・医療の充実であります。一生涯安心して暮らせる環境を整えます。少子高齢化が進む中で、村独自の医療福祉体制の充実とともに県民共存との連携も視野に入れながら、受診、通院、通所がスムーズにできるような体制を作りたいと考えております。まだまだ元気な高齢者がたくさんおられます。今後も楽しく過ごしていけるような施設も推進してまいります。

子育て支援といたしましては、村が輝くためには子供たちの笑顔がとても大切です。笑顔を増やすための施策を展開してまいります。学校生活に必要な費用の負担を軽減いたします。そのひとつとして、給食費の無償化を恒久的なものにするとともに子供たちの活動費への補助金の創設を行い、保護者の費用負担の軽減を図っていきたくと考えております。結婚から出産、子育てに始まり、幼児教育、学校教育、高校生・大学生生活までの世代の支援の充実を考えております。

またデマンド交通の支援も考慮してまいります。高齢者等自家用車に頼れない方には有効な交通手段となります。

今年の元日には能登半島地震が発生しました。不幸にもお亡くなりになりました方々に心より哀悼の気持ちを表します。今もなお甚大な被害により避難生活されている方々も大変な人数がおられます。村といたしましても災害の復旧復興に何か協力できることがあれば、すぐにでも協力する所存であります。

今のところ川上村は大規模な災害に遭遇しておりませんが、大災害を教訓とした場合、災害に強い村づくりを推進してまいります。災害に脆弱な過疎の改善整備を早急に図り、

被災を想定しました避難所、避難経路等の整備等再確認を実施していきたいと思っております。

統合小学校建設においても、今まで推進してまいりました、これからも統合小学校建設に向けて、建設委員会等で検討しながら利便性の高い校舎を建設してまいりたいと、将来に向けての村の財政は健全性を維持していけるとシミュレーションできます。村財政の心配は要りません。引き続き統合小学校建設の事業を推進してまいります。

小学校統合後の跡地利用です。既存校舎の有効活用を基本として、村の管理あるいは民間委託等あらゆる選択肢において検討してまいります。地域の賑わいを維持するような活用計画を努めていきたいと思っております。

企業誘致ですが、農業中心の村から選択肢を増やす意味でも、産業構造を見直す意味でも他産業の一旦として推進してまいりたいと思います。

いずれにしても私は村民皆様の一人ひとりの思いをくみ取り、より強固な村づくりと粉骨砕身努力をしてまいりますので、皆様方もまたご協力をお願いいたしまして、以上をもちまして施政方針演説とさせていただきます。

日程第5 一般質問

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第5 一般質問につきましては3月12日に予定しておりますので、そのようにご了承をお願いいたします。

日程第6 議第1号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第6 議第1号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第1号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、3月14日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第7 議第2号 川上村屋内ゲートボール場施設設置条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第7 議第2号 川上村屋内ゲートボール場施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。藤原保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤原英紀君） =議第2号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、3月14日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第8 議第3号 川上村介護保険条例の一部を改正する条例

日程第9 議第4号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 議第5号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議第6号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員及び設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 議第7号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第8から12につきましては、介護保険法の改正に基づく条例改正となりますので、一括での説明をお願いいたします。

説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤原英紀君） =議第3号～第7号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、3月14日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

○議長（由井秀樹君） ここで11時10分まで休憩します。

(10時56分)

(休憩)

(11時10分)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議第8号 川上村犯罪被害者等支援条例の制定

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第13 議第8号 川上村犯罪被害者等支援条例の制定を一括して議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第8号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、3月14日に予定しております

すので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 14 議第 9 号 川上村中小企業融資保証基金条例を廃止する条例の制定

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 14 議第 9 号 川上村中小企業融資保証基金条例を廃止する条例の制定を議題といたします。

説明を求めます。中嶋企画課長。

○企画課長（中嶋昌哉君） =議第 9 号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、3月14日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 15 議第 10 号 川上村体育施設条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 15 議第 10 号 川上村体育施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。公民館長。

○公民館長（高見澤 光君） =議第 10 号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は3月14日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 16 議第 11 号 課設置条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 16 議第 11 号 課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第 11 号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は3月14日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 17 議第 12 号 川上村新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 17 議第 12 号 川上村新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第 12 号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は3月14日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 18 議第 13 号 川端下辺地、大深山辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 18 議第 13 号 川端下辺地、大深山辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。中嶋企画課長。

○企画課長（中嶋昌哉君） =議第 13 号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は 3 月 14 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 19 議第 14 号 令和 5 年度川上村一般会計第 5 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 19 議第 14 号 令和 5 年度川上村一般会計第 5 回補正予算を議題といたします。

○議長（由井秀樹君） 説明を求めます。中嶋企画課長。

○企画課長（中嶋昌哉君） =議第 14 号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第 14 号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。会計室長。

○会計室長（原 岳司君） =議第 14 号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。藤原保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤原英紀君） =議第 14 号説明=

○議長（由井秀樹君） 議第 14 号の説明中ではありますが、ここで 13 時 30 分まで休憩します。

(12 時 11 分)

(休 憩)

(13 時 30 分)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続けて、説明を求めます。篠原保育所長。

○保育所長（篠原正和君） =議第 14 号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） =議第 14 号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） =議第 14 号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。加藤教育振興課参事。

○教育振興課参事（加藤明男君）　＝議第 14 号説明＝

○議長（由井秀樹君）　続けて、説明を求めます。公民館長。

○公民館長（高見澤　光君）　＝議第 14 号説明＝

○議長（由井秀樹君）　以上で説明を終了いたします。本案に対する質疑、討論、採決は、3月14日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 20　議第 15 号　令和 5 年度川上村特別住宅特別会計第 1 回補正予算

○議長（由井秀樹君）　続いて、日程第 20　議第 15 号　令和 5 年度川上村特別住宅特別会計第 1 回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君）　＝議第 15 号説明＝

○議長（由井秀樹君）　本案に対する質疑、討論、採決は、3月14日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 21　議第 16 号　令和 5 年度川上村国民健康保険特別会計第 2 回補正予算

○議長（由井秀樹君）　続いて、日程第 21　議第 16 号　令和 5 年度川上村国民健康保険特別会計第 2 回補正予算を議題といたします。

○議長（由井秀樹君）　説明を求めます。藤原保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤原英紀君）　＝議第 16 号説明＝

○議長（由井秀樹君）　続いて、説明を求めます。原診療所長。

○診療所長（原　達也君）　＝議第 16 号説明＝

○議長（由井秀樹君）　本案に対する質疑、討論、採決は、3月14日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 22　議第 17 号　令和 5 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第 1 回補正予算

○議長（由井秀樹君）　続いて、日程第 22　議第 17 号　令和 5 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第 1 回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。藤原保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤原英紀君）　＝議第 17 号説明＝

○議長（由井秀樹君）　本案に対する質疑、討論、採決は、3月14日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 23 議第 18 号 令和 5 年度川上村介護保険事業特別会計第 2 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 23 議第 18 号 令和 5 年度川上村介護保険事業特別会計第 2 回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。藤原保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤原英紀君） =議第 18 号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、3 月 14 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 24 議第 19 号 令和 5 年度川上村訪問看護事業特別会計第 2 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 24 議第 19 号 令和 5 年度川上村訪問看護事業特別会計第 2 回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。診療所事務長。

○診療所事務長（原 達也君） =議第 19 号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、3 月 14 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 25 議第 20 号 令和 5 年度川上村簡易水道事業特別会計第 3 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 25 議第 20 号 令和 5 年度川上村簡易水道事業特別会計第 3 回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） =議第 20 号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、3 月 14 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 26 議第 21 号 令和 5 年度川上村下水道事業特別会計第 3 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 26 議第 21 号 令和 5 年度川上村下水道事業特別会計第 3 回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） =議第 21 号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は 3 月 14 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 27 議第 22 号 令和 6 年度川上村一般会計歳入歳出予算

- 日程第 28 議第 23 号 令和 6 度川上村営事業特別会計歳入歳出予算**
- 日程第 29 議第 24 号 令和 6 度川上村特別住宅特別会計歳入歳出予算**
- 日程第 30 議第 25 号 令和 6 度川上村国民健康保険特別会計歳入歳出予算**
- 日程第 31 議第 26 号 令和 6 度川上村後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出予算**
- 日程第 32 議第 27 号 令和 6 度川上村介護保険事業特別会計歳入歳出予算**
- 日程第 33 議第 28 号 令和 6 度川上村訪問看護事業特別会計歳入歳出予算**
- 日程第 34 議第 29 号 令和 6 度川上村簡易水道事業会計予算**
- 日程第 35 議第 30 号 令和 6 度川上村下水道事業会計予算**

○議長（由井秀樹君） 続いて、令和 6 度当初予算です。この予算につきましては、2 月 29 日、3 月 1 日の予算研修で説明が済んでおります。

したがって、日程第 27 議第 22 号 令和 6 年度川上村一般会計歳入歳出予算から、日程第 35 議第 30 号 令和 6 度川上村下水道事業会計予算までを一括して上程いたします。

説明を省略いたします。

本案に対する質疑、討論、採決は 3 月 14 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 36 議第 31 号 財産の取得について

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 36 議第 31 号 財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） = 議第 31 号説明 =

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は 3 月 14 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 37 議第 32 号 川上村林業総合センターの指定管理者の指定について

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 37 議第 32 号 川上村林業総合センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） = 議第 32 号説明 =

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は 3 月 14 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 38 議第 33 号 川上村観光施設の指定管理者の指定について

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 38 議第 33 号 川上村観光施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。企画課長。

○企画課長（中嶋昌哉君） =議第 33 号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は 3 月 14 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

散 会

○議長（由井秀樹君） 以上で、本日予定した日程はすべて終了いたしました。

なお、この後、15 時 20 分から委員会室において全員協議会を開催しますので、お集りください。

本日は、これを以って散会といたします。

ご苦労様でした。

（散会 15 時 00 分）

令和6年第1回川上村定例会（第2回）

令和6年3月13日

（午前10時00分）

○議長（由井秀樹君） 皆さんおはようございます。

本日は全員の出席を得ています。

これから本日の会議を開きます。

本日は日程第5 一般質問を予定しております。

日程第4 一般質問

○議長（由井秀樹君） 日程第5 一般質問に入ります。通告順に許可します。

最初に通告番号1 5番議員 渡邊 正君。

○5番（渡邊 正君） 皆さん、おはようございます。質問の前に少し時間をいただくことをご了承いただきたいと思います。

由井村長には2期目の就任おめでとうございます。先日の施政方針演説を聞き、由井村長の村政への並々ならぬ思いを改めて感じたところであります。今川上村においても少子高齢化、人口減少さらに基幹産業である農業の低迷など課題が山積みであります。村民からは経済的にも、精神的にも安心して暮らせる村づくりが求められているところです。よく議会と行政は車の両輪にたとえられますが、我々議会と行政、立場は違っても川上村の安全と発展、村民皆様の幸せを願う気持ちはまったく同じであります。それぞれの立場から議論を尽くし、ともに村民のためにより良い村政の実現を目指して一緒に汗を流す所存でありますので、改めてよろしく願いいたします。

それでは通告に従いまして、質問させていただきます。

川上村野菜生産販売戦略協議会の現況についてです。令和5年第3回定例会の一般質問において、今後の具体的な取組み対策として4点あげていただきました。

野菜の消費拡大PR事業、農業生産経費に関すること、野菜の多品目化、収入保険に関すること、に対して、その後進捗状況はどうなっているのか。また、会議の際にはどのような意見が出されたのかをお伺いしたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） 渡邊議員の野菜生産販売戦略協議会についての進捗状況、それから会合で出された意見等について答弁いたします。

野菜生産販売戦略会議の組織は、3農協の販売指導課長、商系組織の代表4名が幹事会メンバーとなり話し合いを進めております。

昨年の9月議会において、取組み案として4点ほど答弁いたしました。その後の、具体的事項について述べさせていただきます。

一つ目の野菜消費拡大PR事業ですが、今後の事業展開について、これまでも行ってきました、都市バスの車体にラッピング広告を施し、川上村と野菜のPRを行います。公共交通機関を活用している為、バスの利用者や通行人の方などの幅広い層の人々に強いインパクトを与えることができていると自負しております。

また、新たな試みとして、動画を制作し、ユーチューブやラジオ番組で配信するとともに、社会的に発信力のある有名なインフルエンサーによる動画の拡散、レタスそのもののPRしてもらう事業を計画しています。単に野菜をPRするのではなく、様々な調理法等も紹介しながら、より多く食べてもらえるような動画制作を行い、消費拡大に努めていきたいと考えています。

二つ目に、農業生産経費についてです。

会合の中で、野菜の高値販売が望めない中、農協、商系組織で一丸となって生産コストを下げる工夫(経費の削減・作業の効率化)が必要ではないかという意見が出ました。

現在、村では廃マルチの共同処理を行い、農家一丸となって処理コストの削減と環境に配慮した取り組みを行っています。これと同じように、共同で行うことができれば経費の削減に繋がることでありますので、こういったことを積極的に取り組んでいきたいと考えております。

意見としては、現在、各組織が段ボールに異なるデザインを施し、個々に製作していますが、村共通のデザインを施し、野菜のPRとブランド化と段ボールの大量発注によるコストの引き下げを行ってはどうか。

また、大量に使用するコンテナの利用料等が経費に占める比率が高いので、リース会社を村に誘致してはどうか。あるいは、小学校の廃校・グラウンド跡地をコンテナ集積地に活用し、輸送コストの削減等ができないか、などの意見がでました。引き続き協議会の中で検討して参りたいと考えています。

三つ目の野菜の多品目化についてです。販売価格の低迷や経費の高騰だけでなく、夏場の高温・干ばつといった気象条件の変化も野菜生産に大きな影響を与えています。こうした状況下で、これまで村内で作ることのできなかつた品目の生産にも目を向けていく必要があると考えています。

幹事会においても、多少手間がかかっても単収の高い野菜を検討していくべき、果物の生産も選択肢の一つといった意見が出されました。また、種苗会社を招いて、新品目に対する農家研修会を行ってはどうかといった意見も寄せられております。

農家の営農規模に応じて、幅広い品目が選択できるよう、あらゆる可能性を模索して

まいりたいと考えております。

四つ目の収入保険に関することです。

現在、村の農家の3割程が収入保険に加入しています。収入保険は収量減少や価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補てんする仕組みです。

他方、国が運用する野菜生産安定基金制度は、レタス、白菜などの個別品目について生産過剰による廃棄または安値になった場合には補償の対象になります。現在、収入保険、野菜生産安定基金制度の同時利用が認められていますが、2026年（令和8年）からは、どちらか一方の制度を選ぶ必要があります。

収入保険は、保険料が高いなど課題もあります。加入にあたっては十分な情報を農家に提供して参りたいと考えております。

また、収入保険は、野菜の売り上げが過去5カ年と比較して減収になった場合の補填です。必要経費を引いた所得に対する保険ではありません。農業資材価格や貸金が高騰している現在、手取り所得ベースで補償が支払われることが重要ではないかと考えております。

収入の基準ではなく、所得の基準で補償が支払われる制度設計に見直すよう、協議会として国や関係機関に要望して参りたいと考えております。

その他の意見としまして、外国の物価が高く、円安である今こそ野菜の輸出に活路を見いだせるのではないかと。また、経費が高騰する中で、農閑期を活用して農家向けの経営に関する研修会を行ってはどうかという意見も出されました。

先月には労基署、外国人実習機構、警察と共同で外国人の受入れに関する研修会を文化センターで開催したところ、多くの農家の皆さんに参加いただきました。農業所得に直結する研修会ではありませんが、外国人を雇用していく上で非常に大切な事ですので、こういったことについても協議会として取り組んで参りたいと考えています。

以上、現段階の戦略協議会での活動報告並びに意見になります。

更に会合を重ね、本村農業の課題解決に一丸となって取り組んで参りますので、ご指導の程をよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。渡邊正君。

○5番（渡邊 正君） 答弁ありがとうございました。農協と商系組織の前向きな意見交換がなされ、その内のひとつでも二つでも実現していただければ、と思います。少し先の話になりますが、2026年度からブロッコリーが冬の指定野菜に追加されます。本村がその指定産地となり、レタスや白菜に続く主要品目として生産されれば、村の農業にとって非常に大きなチャンスではないかと考えます。

ただブロッコリー生産は製氷機など設備投資が必要になります。個々の商系で設備は

負担が大きすぎます。この野菜生産販売協議会が音頭をとって、全農家が使えるように整備することも一計かと思えます。ぜひ検討していただければ、ありがたいです。

これらの協議会の活動に期待しますので、よろしく願いしまして、私の質問を終らせていただきます。ありがとうございました。

○議長（由井秀樹君） 答弁をお願いいたします。原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） 製氷機、かなり農協さんの方では個々に設置をしている状況ですが、商系の皆さんについてはまだ製氷機がないかと思えます。有利な補助金等を活用しまして、村の中の全農家が使えるような体制が整えられれば、非常にいいかと思えますけれども、また協議会等で検討してまいりたいと思えます。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で、5番議員渡邊正君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。通告番号2 3番議員 古原 和哉君。

○3番（古原和哉君） 通告に従いまして一般質問を行います。

私からは現在利用している第一小学校、第二小学校の跡地利用についての質問であります。昨年度の修繕費が1,500万円かかったと聞いております。これからも村として管理をしていかなければいけないと思うわけですが、川上村としましては、統合が終了した後の土地と建物について再利用するのか、お聞かせを願いたいと思えます。

例えば耐震性を高めて使える建物になるのか、解体しなければいけない建物なのか、お聞かせを願いたいと思えます。以上です。

○議長（由井秀樹君） 由井村長。

○村長（由井明彦君） 改めておはようございます。

3番議員のご質問にお答えいたします。3番議員さんの、第一小学校、第二小学校の跡地利用について、統合後、現在の小学校の土地と建物は再利用するのか、解体するのかについて、お答えでございます。

統合小学校につきましては、現在、実施設計が進んでおり、今後、工事費の詳細な積み上げ、精査を行っていく予定であります。令和9年度の開校に向けて、着実に進めているところであります。

小学校の跡地利用につきましては、統合が決定した当初から、統合とは切り離して議論、検討することとして進めておりました。令和5年6月には、「川上村小学校跡地利用基本方針」を定めるなど、現在も、検討を行っています。

さて、再利用について、解体するかの点についてですが、後ほど、課長から詳細な説明がありますが、耐震性はあるものと私は考えております。結論から申しますと、今のところではありますが、解体ではなく、再利用を念頭に検討をしております。

跡地利用は、他の自治体の例を見ましても、多様な活用事例があり、令和4年6月の

議会一般質問でも、述べさせていただきましたが、飲食店やレンタルルーム、魚の養殖場、事務所など様々であります。村としましては、福祉的な利用や、子育て支援に資するような利用、地域での利用など、様々な活用が検討されております。

また、後段でも、企業誘致に関する質問もございますが、農業関連や川上村の自然を生かしてくれるような企業に利用してもらおうといった企業誘致の面でも再利用できないかとも考えているところであります。

また、解体するにせよ再利用するにせよ、解体費や維持費など大きな経費が必要となります。大きな費用をかけて解体するよりは再利用を図り、村の活性化につなげていくことの方が重要、最善であろうと考えています。

いずれにしましても、小学校の跡地利用については、地元の方々をはじめ、多くの皆様方の意見を聞きながら、検討し、最善の方法により、進めていきたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（由井秀樹君） 続いて、答弁を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） 私からは、再利用する場合、耐震性を高めれば再利用できる建物になるか、解体しなければならない建物なのかについてお答えします。

まず、各学校の現状について説明させていただきます。現在の第一小学校は、昭和 53 年から 54 年度に建設され、平成 10 年度に大規模改修を実施しております。新耐震基準を満たすものと考えています。敷地面積は、約 1 万 6 千平米、校舎の延床面積は約 4 千 4 百平米となっております。

第二小学校は、昭和 57 年度から 58 年度に建設をし、これも新耐震基準を満たすものと考えています。敷地面積は、約 1 万 6 千平米、校舎の延床面積は約 4 千百平米となっております。

両校舎とも新耐震基準を満たしてござりまして、大きな地震でも倒壊しないものと考えられ、必ずしも耐震性を高める必要はないものと言えます。しかし、両校舎とも建設から 40 年以上が経過してござり、近年では想定を超えるような大きな地震も見受けられます。小学校の統合後も引き続き長く再利用していくためには、耐震性を高めていく必要があるのではないかと考えてござります。その点で再利用は可能ではないかと思ひます。

また、40 年という年数経ってござりまして、経年劣化もござります。内外の壁や床、窓ガラスなどの見える部分だけではなく、水回りや暖房設備、電気設備など、見えない部分についても、再利用の在り方によっては、修繕や交換などが必要になると考えます。

これらを含めまして、改修することによって再利用していくことは可能ではないかと考えてござります。以上です。よろしくお願ひします。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。古原和哉君。

○3番（古原和哉君） ただいま再利用ということでお返事をいただきました。川上村に唯一ない施設があります。それは老人施設であります。ぜひ小学校を老人ホームに企業誘致をして、企業の皆さんが人を集めて経営するという意味であります。そういうかたちでできないかと私は要望するわけであります。

私の母も現在小諸の施設におるわけですが、川上村は老人施設、まったく検討もされない状態ではないかと考えているところであります。その辺を村長にお願いしたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井村長。

○村長（由井明彦君） 私も選挙中に方々歩きました。その中でいま3番議員が言ったようなご意見も数々あったわけでございます。いずれにしてもあれだけの建物でございます。これからは作っては壊すという時代は終わっているのではないかと考えておるところでございます。先ほども課長が申されたように、いま小学校も大規模改修をしている、中学校は耐震性の法が整備されてから作ったものですから、法律に合っているとお聞きをしているところでございます。そういう安全な場所でございます。これからはやはりハード事業よりはそういったソフトの事業にシフトしていかなければならない時代が来ているのではないかと考えております。どうしても村民の皆さん、危なくなれば特養あるいは施設、いろいろな所に入って家族の介護を助けているわけでございます。本当に3番議員の言う通りもっともっと身近にそういう施設があればいいとは思っておりますが、なかなか大変なことでございます。本当に前向きに検討していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（由井秀樹君） 古原和哉君。

○3番（古原和哉君） 老人の皆さんに川上村に施設を作らなければいけない時代ではないかと、高齢化が進んでいることは目に見えております。ぜひ私からこの要望をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） ぜひということですが、ご答弁をお願いします。村長。

○村長（由井明彦君） 私も老人ホームに行きたい年齢でありまして、それまで元気でいられるか不安ではありますが、元気でできるかぎりは進めていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（由井秀樹君） 以上で3番議員 古原和哉議員の一般質問を終りといたします。

○議長（由井秀樹君） 一般質問を続けます。通告番号3、6番議員 井出光君の質問を許します。井出光君。

○6番（井出 光君） 通告に従いまして質問いたします。

最初に、人口減少および少子高齢対策について。本村の人口は年々減少が続き、少子

高齢化が進んでいる。これに対してどのような対策を講じるか。

県内で唯一南箕輪村だけが人口の自然増を達成しております。大正6年に人口が1万5,000人、平成4年に1万6千人と自然増が増えています。村内の移住者の割合が73%以上と極めて多い。特異な例と思います。地域のおよび経済的な違いがあるので単純に政策の比較はできませんが、大きな要因としていわれるのが、20年にわたる子育て支援であります。本村も子育て支援はずっと行ってはおりますが、広報等を再考する必要があるのではないかと。

その他に考慮すべき点は、いかに村民の転出を減らすかということだと思います。一つの対策としては新婚世帯の二世帯住宅問題だと思う。現在の川上村の農業収入では簡単にはリフォーム資金や二世帯住宅の建設が拠出できない状態ですので、結婚しても一時的に近隣の町村へ転出する人や、結婚に踏み切れない若者もいます。

そこで村営住宅の建設や、場合によってはリフォーム資金の貸し付け等が考えられます。資金源としては基金を作り、そこから一件につき1,000万円程度の無料貸し付けは考えられないでしょうか。

2番目に企業誘致について。村長選の公約でうたっている企業誘致は人口減少対策として大いに期待できると思いますが、具体的な構想はありますか。

また清浄産地野菜のイメージを保護した企業の選定とあるが、その企業等がイメージを損なう企業活動をした時にはどのような対処をするのか。一旦イメージを損なわれてしまうと回復するのに何年も掛ります。その間に川上村の農業が大きなダメージを受けてしまいます。そうならないようにイメージを損なう前の対応が必要だと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井村長。

○村長（由井明彦君） 6番井出光議員の質問にお答えいたします。人口減少、全国的に国を挙げて少子高齢化対策に取り組んでいます。

また、県においても同様に対策を講じて来ていますが、長野県人口も200万人を切ってしまいました。報道もなされています。川上村の人口も令和6年2月末時点で、総人口3,729人となってしまいました。外国人を除きますと、3,471人となっております。昔の話をしても仕方がないわけですが、川上村の人口においても、ついこの間、4,000人を切ってしまったとっておりましたら、今では3,471人となってしまいました。

少子高齢化の問題には歯止めがかからず、国と県とも一体となって対策を講じており、有効と思われる施策を推進しております。子ども達の、医療費の実質無償化は継続的に実施してきております。

また、令和5年度は国と県においては市町村に働きかける形で、児童手当に上乘せの

給付金を創設し実施してきてまいります。さらに所得に応じた給付金、ひとり親世帯への給付にも力を入れており、様々な給付金が存在します。

出産一時金も 42 万円から 50 万円に引き上げが行われました。いろいろな方向から、あらゆる施策を実施してきております。今後も国・県・村が一体的に少子高齢化の問題に取り組んでまいり所存であります。

農業への人口にも希望を持ちたいところでありますが、農業での増に加えまして、企業誘致を、ぜひ実現したいと考えております。

企業誘致により村内からの雇用はもちろん重要でして、農業が主産業なのは変わりませんが、少し、産業構造を変化させたいとも考えております。企業誘致により雇用が生まれ、川上村民の雇用が創出できます。仮に、その企業で労働される人たちが川上村外から集まり、居住することで、川上村の人口増にもつながっていければ、私の想像する素晴らしい相乗効果が実現できるわけでございます。

ぜひ、今の小学校用地の有効活用を図ると同時に、企業誘致を実現したいと思っております。

その後のご質問は、課長から答弁いたします。

○議長（由井秀樹君） 由井村長。

○村長（由井明彦君） 6 番議員の企業誘致についてのご質問にお答えいたします。

議員が申されたとおり企業誘致につきまして、先の村長選挙におきまして、公約のひとつに掲げさせていただきました。目的としまして、やはり雇用の場の創出、合わせて定住、移住につながり、人口減少への対策になると考えているところでございます。

井出議員には、6 月にも同様の質問をいただき答弁させていただきましたので、重複する部分もありますが、本村には村民の皆さんが長年を掛けて築かれてきた高原野菜生産という他に誇れる基幹産業があります。それゆえ、中山間地でありながら、多くの子どもたちが農業後継者として村に戻り、その多くが新たな家庭を築かれてきたため、人口は増加しないまでも近隣の地域より緩やかな人口減少にとどまっていた。

しかしながら、こうした産業構造ゆえに就労の選択肢が少なく、人口流出の一因となっていることや、近年の農業経営の厳しさで後継ぎをあきらめたり、離農者が増加しつつある現実が昨年くらいから始まってきております。

先日、熊本県の町に台湾の [TSMC] (ティエスエムシー) という世界最大手の半導体メーカーの工場が完成したというニュースがありました。1,700 人の雇用が見込まれ、マンションがいくつも建設され、地価が 20%以上上昇し、無人駅は通勤ラッシュで近くに新しい駅が開業されるなど、地元の町への経済効果は小さな商店を含め、計り知れないわけでございます。

一方、工場のまわりはキャベツ畑や酪農を営まれているが、牧草を育てる畑が他への利用を理由に借りれなくなり、離農を考える状況になっていたりというお話を聞いております。工場から排出される大量の排水による環境問題も懸念されているとのこと。

今お話ししたのは大変稀な事例ではありますが、やはり企業誘致は人口減少対策に大きな効果を求められる反面、多くの雇用を望める工場などの場合は、議員ご心配の環境問題や野菜への風評被害のようなイメージダウンが生じる心配がとくにありたいと思います。

したがって、どんな企業でも構わないという訳ではなく、千曲川の源流であることや清浄野菜のイメージを守るため、また本村の発展に寄与するためにはどういった企業を誘致することが最善であるのかというところが重要であり、企業業種等の選択については慎重に行うべきと考えております。

具体的には環境にやさしい企業などが望ましいと思っています。

ただ、これはこちら側の意見で、誘致する上では大変厳しい地理的条件の場所でありたいです。もっと条件のいい地域でも中々マッチングしないのが現状であると承知していません。

そうしたことを考えると、中部横断自動車道の早期全線開通は企業誘致の面でも大変大きな条件になると考えます。少しずつ前進していますが、早期着工を働きかけてまいりたいと考えます。

企業誘致につきましては現段階では、色々と模索をしていますが、変わらず具体的な案まではございません。

こちらの条件整備などを行い積極的な情報発信をし、統合後の小学校の跡地利用とも絡めて模索してまいりたいと考えております。

ちなみに昭和20年には川上村の人口、一番多くて6,153人いました。その要因としてやはり考えられるのは、御所平に富士フィルムという会社の支店がありました。そこは150人くらいの規模の従業員をもっていただけでございます。またその当時は製板工場が盛んでございまして、川上村に製板工場だけで23社、木を切る人を入れると、こういう人口に6,000人という人口になるわけでございます。昔は林業で栄えた村ですから林業関係の仕事等が入ってくれば大変有難いわけでございます。

なお、選定した企業が村のイメージを損ねた際の対処はどうするかというご質問につきましては、現時点では少し飛躍していますが、その内容についても対応は異なりますので明確なお答えはできませんが、先に述べたとおり、企業選定を慎重に行うことが重要であると考えますので、ご理解をお願いいたします。

大変失礼をいたしましたがお許しいただきたいと思っております。以上で終わります。

○議長（由井秀樹君） 続いて、答弁を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 人口減少及び少子高齢対策についてですけれども、私の方からは村営住宅の関係について申し上げさせていただきます。前回の議会でも言いましたけれども、一作年の夏には、住宅がいっぱいとなり、村外から農業のために通って来られた方もおられたとお聞きしてはおります。

昨年については、村営住宅から退去される方もおられ、村営住宅に入居希望があっても、入居できない入居待ちの状況は解消しておると理解しております。

今後、入退居の状況を十分に把握しながら、村営住宅の管理を行っていきたいと思っております。

村の基金を財源に1,000万円の貸し付けをご提案いただきましたが、通常村の基金については村財政のために積み立てている基金でありますので、一般の方への貸し付けの原資とは考えにくいものと認識しております。特別な基金、奨学金みたいな特別な基金を作り、対応できるかは今後検討してまいります。

1,000万円ともなれば、貸付への公的な審査や保証人、担保等も必要となってまいります。村独自の貸し付けでは、リスクも払拭出来ないことから、金融機関等からの融資を活用されることに越したことはございません。

議員おっしゃるようなリフォーム資金を必要とされる方が、どのくらいおられるのか等のニーズ調査を、まずしていただかなければいけないと思っております。引き落とされる方が多くおられる場合には、金融機関からの融資に利子補給する仕組みも検討していくべきではないかとは思いますが、この仕組みに、村のお金を使用して利子補助することについて、村民の皆様の理解がどれほど得られるのか、このあたりも充分調べる必要がございます。

今後も住宅の確保は重要な事項でありますので、村全体を見まわして住宅において不自由されている方がいないかを注意深く見ていきたいと思っております。私からは以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。井出光君。

○6番（井出 光君） 最初に人口減少について村長から企業誘致が大事だという話がありましたけれども、先ほど産業建設課長の答弁の中で、プラスチックコンテナの企業という話もありましたけれども、今のところ川上村で企業誘致の具体例はまったくないわけですね。川上村は野菜の出荷も半数はサンコーさんとか、イッコウのコンテナを使っているわけでありまして。この会社に対して、役場としてアプローチをして、ぜひ川上村に工場を作ってくれないかと、群馬県等に作っていますので、長野県だけで南佐久、洗馬農協、小諸まで入れたらすごい量のコンテナを使っていると思うのです。まずプラスチック関係のコンテナ会社に問い合わせをする、先ほどもあった段ボールの統一後は合

わせて、段ボール工場はもう連合さんとかに問い合わせをして、ぜひ。

○議長（由井秀樹君） 由井村長。

○村長（由井明彦君） 議員のおっしゃるとおりだと思います。特に、南佐久地区のコンテナを使う量が多いわけで、ございます。少しでもコンテナの使用料が安くなれば、農家の収入が上がるわけでございますから、検討する余地は充分あると思いますから、また詳しい話はまた聞かせていただければ幸いですと思います。よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 井出光君。

○6番（井出 光君） 2番目の企業誘致に関してですけれども、会社を誘致する場合に、会社の土地をまず優遇すると、それから企業の税金等も優遇していただく、社宅等をもし建てるようであれば、社宅の土地その他も村の方で世話をして優遇する、そういうことをすれば、企業も来やすいのではないかと思います。

先ほど村長がおっしゃいました中部横断自動車道の開通も必要なんですけれども、それは私らここに居る人間が半数以上動けなくなることだと思ってしまうので、それでは間に合わないの、その前に企業誘致をぜひお願いします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 由井村長。

○村長（由井明彦君） 真剣に考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 以上で、6番議員井出光君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。通告番号4 9番議員大西たま子さん。

○9番（大西たま子君） 通告に基づいて、統合小学校建設事業と事業に関わる村財政について3点、村長に伺います。

1点目は、2月村長選挙では、統合小学校の建設にお金がかかり過ぎるのではないかと、村の財政は大丈夫なのか、まだ今の学校が使えるのではないかとという声が寄せられました。私は統合小学校建設委員長として、委員の皆様と一緒に、子供たちの学びの場として、また社会性を身に付けていく場にふさわしい環境について検討を重ねてきました。例えば一小、二小の特徴を出し合う中で、施設や設備の在り方や、児童・教師がスムーズに移行できるよう学校生活、行事などを保護者へアンケート、調査をしながら、方向性を検討してきました。

建設委員会では昨年10月より小学校建設の進捗状況をお知らせする便りを発行してきましたが、村民の声を聞くと、まだ周知されていないのではないかと不安になります。村長は選挙の時、財政は心配ないから大丈夫と言っておられましたが、不安に思っている村民にこれからどのように向き合っていくのか、また財政が大丈夫の根拠が知りたいとの声にどのように応えていくのか、伺います。

2点目についてです。2022年5月のプロポーザルで示された事業費は、25億5,827

万円でしたが、今年の2月時点で39億5,114万円と示されました。このように事業費が膨れ上がったことについて物価上昇分と働き方改革に伴う労務費の値上げ分などのことですが、改めて事業の内容別に説明を求めます。

3点目は、小学校建設事業が村財政を圧迫するのではないかという不安についてです。3月5日の全員協議会では、事業費39億5,000万円の内、国庫補助金9億4,679万円、学校建設のために貯めている教育設備整備基金20億、借金である地方債9億2,710万円、一般財源7,724万円を充てるということでした。地方債の6割は交付税として戻ってくるとのことですが、実質的な借金は4割となるので、これらを計算すると、村から出すお金は3億7,000万円ということになりますが、この金額は確かなのでしょうか伺います。

しかし、実質的な借金は4割ということになるわけですが、これまで産業道路、役場庁舎などの事業に借りたお金を今返済しているところに、さらに小学校の返済が増えることに村民は不安を感じています。

この数年農業経営が思わしくなく村収入が減ることが予測される中で、本当に大丈夫なのでしょうか。年間返済に充てる金額が、村財政に占める割合はどのくらいになるのか。一方、福祉、教育、インフラ整備などの事業への影響はないのか、伺います。

以上で1回目の質問は終了です。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井村長。

○村長（由井明彦君） 9番議員の質問にお答えいたします。たま子議員の統合小学校構想と財政見通しについて答弁をいたします。

統合小学校の建設についてであります。これまで既存校舎の老朽化や将来の少子化を見据え、「学校あり方委員会」や「建設委員会」において統合に向けた建設の検討を進めて参りました。統合の必要性や目指す方向性は既にご説明申し上げておるところでございます。また、統合小学校建設につきまして様々な方から意見が出されているところでもあります。村民の皆さん方の関心の表れであると感謝するところでもあります。

先の村長選挙において統合小学校建設が争点のひとつとなり、私の公約の中でも、統合小学校については、村の財政の将来予測をしっかり行い、将来負担を最小限に納め、子どもたちのために利便性の高い校舎の建設を目指し、統合小学校の建設を予定通り進めていくことを掲げて、村民の皆さん方の審判を仰ぎ、ご信任されたわけでもあります。

選挙が終わっての統合小学校建設の考えにつきましては、今まで検討を続けてきた統合の必要性や目指す方向性を尊重し、計画通り建設を進めて参りたいと考えております。

また、学校は児童数が減少したとしても、不必要な教室が生じるわけでもございません。現在の中学校と同様になりますが、普通教室にいたしましても、各教科の授業内容

により、クラスを二つに分けて少人数での授業を行うときに使用する場合もございます。また、近年の児童・生徒の多様化等により、少人数教室として利用していくことも考えて行かなければなりません。

いずれにいたしましても、川上村の将来の子ども達のために、隣接した小学校と中学校が協働し、児童生徒・学校・地域の実情を踏まえた、川上村にふさわしい一貫した教育を実践して行きたいとの考えに変更はございません。

財政の見通しにつきましては、統合小学校建設の財源に地方債としての借入金、一般的に申しますと借金に相当するものですが、10年をかけて返済していきませんが、統合小学校建設を含め、村全体の借金につきましても、交付税措置される有利な借り入れ制度があり、活用してまいりますので、一時的には負担が増すことがありますが、財政運営には支障を来すものではございません。

財政の将来予測を行いながら事業を実施しておりますので、統合小学校建設を計画通り進めることにより、将来において村が財政破綻することは考えられないわけでございます。このことにつきましては、あらゆる機会を通じて村民の皆さんへご説明して参りたいと思っております。

統合小学校の建設を行うために、他の事業ができなくなるわけではございませんし、統合小学校の建設を進めながらも必要な施策や事業については、随時実施して参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 続いて、答弁を求めます。加藤教育振興課参事。

○教育振興課参事（加藤明男君） 私からは統合小学校建設における建設費がプロポーザル審査会（パブリックコメント）から増額となった理由について答弁いたします。

はじめにプロポーザル審査会についてご説明いたします。令和4年に行ったプロポーザル審査会は、統合小学校建設に係る基本設計業務を請負う業者を選定するために行いました。内容といたしましては、川上村から指名された設計業者7者が、「川上村統合小学校基本計画」に基づき設計、施設、建設等の諸条件を定めた実施要領と仕様書の内容について、各社が提案書を提出し、各社が50分間のプレゼンテーションを行い、統合小学校について最適な提案を行った設計業者を選定し、基本設計業務の契約を行いました。

審査内容といたしましては、統合小学校基本計画に示された建設のコンセプトに基づいた、業務の実施方針や手法及び提案の内容が最も重視されます。また会社の業務履歴、技術職員の経験及び能力について審査を行います。

提示された工事費については、校舎・体育館建設、造成、外構工事、中学校との接続工事、再生可能エネルギー活用設備工事になります。その他の関連工事や関連事業費等

はこの中に含まれておりません。

また、プロポーザル審査会での工事費はあくまでも大まかな金額であります。その後1年をかけて行う基本設計業務において、実際の工事の概算工事費が算出されますので、プロポーザル審査会で提示された工事費と基本設計業務終了時の工事費は比較できるものではありません。

基本設計において、概算工事費が提示された後、実施設計業務を行っていきます。実施設計において詳細部分まで設計を行いますと、細かな費用が算出され、最終的な設計金額と工事内容が確定してきます。

プロポーザル審査会で提示されたおおよその建設費としまして約25億円になっております。

令和5年1月の基本設計業務終了後の事業清算時点におきまして、プロポーザル審査会と同様の工事内容での概算建設費は約33億円となっております。

プロポーザル審査会の提案からの変更としましては、太陽光発電の容量を20kwから40kwへ、児童の安全性を考慮しまして体育館の床をクッション性のあるタラフレックスに変更し、普通教室を含む全教室に冷房設備を設置したことなどが上げられます。また、昨今の原材料費、物価の高騰、労務費の引き上げ等を考慮した金額になっております。

また、およそ39億円の金額は、先ほどのプロポーザル審査会と同様の工事内容での概算建設費の約33億円が膨れ上がったわけではありません。約33億円の工事費に土地取得費や、スクールバスの購入費、プールの改造費等その他の関連する事業費すべてを含んだ金額になっておりますので、ご理解をお願いします。

私からは以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（由井秀樹君） 続いて、答弁を求めます。中嶋企画課長。

○企画課長（中嶋昌哉君） 私からは、大型事業が続けて実施され、それに伴い地方債、いわゆる借り入れを行い、今後その償還、返済額が増え、村の財政が圧迫されると予想されるが、その影響はどうか、とのご質問の趣旨かと思いますので、地方債起債を踏まえた村の財政状況についてお答えします。

地方債の説明については、後段7番議員からご質問いただいておりますので、ここでは割愛しますが、村の広報紙に載せた用語説明を引用しますと、地方債とは村の借金、大きな事業を行うために国や金融機関から借り入れたお金のこととなります。また償還期間は、そのほとんどを据え置き2年を含めた10年を設定しています。

1 本村の地方債残高は、令和4年度末の一般会計ベースで、約55億円、令和5年度末には約60億円となる見込みです。

その後、令和7年度、8年度の2カ年で小学校建設関連の起債を含む18億円の起債を

借入れたと仮定すると、令和 8 年度末に起債残高が約 65 億円とピークとなり、その後、減少していく推計となっています。

2 年間の公債費（公債費とは償還、返済する金額になりますが）が予算に占める割合は、本年度の元利償還額が約 4 億円で約 8%、令和 6 年度は 4 億 8 千万円で 12.7%であります。令和 7 年度には、庁舎建設に係る起債の元金償還が始まることなどから約 7 億円へ増加する見込みであります。

3 この推計による公債費のピークは、小学校建設に係る起債の元金償還も行っている令和 12 年で、約 9 億円となる見込みです。起債残高のピークより、公債費（償還額）のピークが遅れてくるのは、借入年度から元金の償還がはじまるまでの据置期間が 2 年あるため遅れが生じます。

4 令和 12 年度の公債費が 9 億円で、本年度の公債費より 5 億円増加する予測となり、以前よりご指摘される実質公債費比率などが一時的に上昇することに間違いはございません。

5 しかしながら、多くの地方債はその元利償還金に対する交付税措置があります。交付税措置とは、国が借りたお金の一部を肩代わりしてくれるものです。肩代わりの方法として、毎年国から交付される地方交付税に加算されてきます。公債費の増加にともない、交付税も増加するしくみとなっています。

その措置率は、最も借入額が大きい「辺地債」で 80%、小学校建設の財源とする「学校教育施設等整備事業債」で 60%であります。

こうしたことから、公債費のピークとなる令和 12 年の公債費が 9 億円であっても、その年、交付税で 6 億 3 千万措置される推計となっており、純粋な村の負担額は 2 億 7 千万程度の見込みです。（ちなみに、令和 5 年度は、今年度は公債費 4 億円に対し、公債費に係る交付税算入分が 4 億 5 千万と、実際の公債費を 5 千万円上回っております。これは、交付税措置は、10 年分割で行われてきますが、繰上償還を以前に行ったことにより生じてくる現象であります。

つまり、公債費が最大となる令和 12 年度は、純粋な公債費の負担が今より 3 億 2 千万円程度増加することになります。しかしながら先ほど申し上げたように、交付税措置されてくる歳入も増えること、また大型事業に伴う歳出も落ち着いてくることから、健全な財政を保つことはできると判断をしております。

また一方で、昨今の余剰金とは繰越金、基金積立金、繰上償還金になりますが、この状況からも、一時的な負担増があっても対応できる範囲と想定しています。更に、現在、村には財政調整基金や減債基金など、特定の目的以外に充てられる基金を 20 億円超保有しており、万が一の場合でも対応できるよう、財政には余裕を持っております。

こうしたことから、小学校建設につきましては、事業課が現在示している計画内においては、村長が答弁したとおり、決して村の財政が破綻したりすることはありませんし、実質公債費率が18%を超えるような財政運営は行いませんのでありえません。

また、必要とする住民サービス、例えば福祉やインフラ整備、また職員からの提案等は当然精査はいたしますが、小学校建設を理由にできないとか、断るということは財政担当として申し上げることはありません。

しかしながら、議員がご心配されるとおり、大型事業が集中したことによる一時的な財政負担の増加は確かでありますので、引き続き緊張感を持った財政運営に心掛けてまいりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 議場の皆様に申し上げます。現在9番議員大西たま子さんの一般質問中ではありますが、ここで11時25分まで休憩を取ります。

(11時13分)

(休憩)

(11時25分)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

9番議員大西たま子さんの再質問を許します。

○9番（大西たま子君） 村長には、選挙結果を踏まえて、村民が安心して暮らせる舵取りをお願いしたいところです。再質問に入ります。

教育振興課に国庫補助金について伺います。当初の予定額では10億8,662万円でしたが、先日の全員協議会では9億4,679万円と1億3,983万円が減額されていましたが、減額した内容と理由について質問します。

また補助金が最終的に決まるのはいつ頃になるのか、合わせて伺います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。加藤教育振興課参事。

○教育振興課参事（加藤明男君） まず補助金についてお答えします。予定しておりました、公立学校施設整備負担金についてであります。開校時の児童数から算出される必要な普通教室、特別教室等の面積に、国が提示するその年の1㎡当りの建築単価をかけたものの2分の1が補助額となります。

また一次エネルギーの削減が基準を満たした場合の補助金が活用できなくなりましたので、減額となってしまいました。交付決定は令和7年6月頃になる見込みであります。

○議長（由井秀樹君） 大西たま子さん。

○9番（大西たま子君） 次の質問に入ります。企画課に基金と地方債について質問します。

これまで教育設備整備基金が15億円の予定でしたが、2月末に出された事業費報告で

は20億円とありました。一方地方債が12億5,320万円から9億2,710万円に減額されていましたが、基金を増額した理由と地方債を減額した理由について伺います。基金5億円の増額分はいつから積み増していくのかも伺います。

また事業費が増える可能性もこれからあると思いますが、その時にどのように対処していくのかも合わせて伺います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。中嶋企画課長。

○企画課長（中嶋昌哉君） まず地方債を減額しまして、基金を増額した理由であります。学校の建設事業というのは道路の改良事業と違いまして、補助金の補助率が2分の1とか、3分の2という定額ではないと聞いております。流動的であると聞いております。補助金の見込みと交付決定の結果、金額に差があった場合に、学校建設に適用する継ぎ足し単独債という起債を考えておりました。しかしながらこれにつきましては交付税措置のない単なる借金となってしまいます。したがってまして財政担当といたしましては、工事着手年度、いま参事からも答弁がありましたけれども、令和7年にならないと補助金の額が決定してこないということで、非常に流動的でありますので、財政状況を判断しまして基金への積み立てを行うと決定をいたしました。

今回の3月補正に2億円、補正計上させていただいております、合計で16億7,000万円という基金の状況になります。また20億円という今の計画の中で、それをいつまで積むのかという質問かと思いますが、令和8年度が工事の最終年度と今計画されております。令和7年度まで積み立てを完了したいと、また積み立てが不可能な数字ではないと判断をしております。

最後の物価上昇等で事業費が膨らんだ場合の対応という点につきましては、やはり想定範囲を超えるというものでありますので、基金をいくら積んでも確証が取れないというところがあります。事業年度の財政状況を判断しながら他の基金からの運用等も考えますけれども、できれば今の事業課が示している計画の中の事業費でありましたら、先ほど答弁を申しましたとおり現在の財政状況からすれば、通常の運営の中でできると判断をしております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 大西たま子さん。

○9番（大西たま子君） 3回の質問は終わりましたので、まとめさせていただきます。

ただいま教育振興課と企画課から丁寧なお答えをいただきました。かなり不安感が消えたところもありますけれども、やはりまだまだこれからも緊張感をもって、私も事業費の推移を見ていきたいと思っております。それにしても統合小学校の建設について、またこれからもいろいろな不安や疑問が生じると思っておりますので、村の方にも今後必要な情報を伝えていただきながら、丁寧な説明をしていただきたいと思います。

また先ほども3番議員が質問された学校跡地の活用についてですが、これは学校がなくなるという不安を抱えている地域にとっては、学校が活用されることに地域の発展と希望につながる事業でありますので、できるだけ早くこういうふうにするということを皆に相談しながら決めていただけたらと思います。

子供たちは社会の宝、地域の宝と言われております。これから川上村を担っていく子供たちの健やかな育ちを保証していくことは私たち大人の責任でもあります。小学校建設事業は今後村の発展に欠かせない大きな事業であると思いますので、子供たちへ素晴らしい環境を、皆の知恵と力を出し合って進めていくことが大変大事ではないかと思えます。

これを重ねて村民への説明と一方他の事業に、先ほど企画課長がおっしゃっていましたがけれども、他の事業に影響が出ないようにするというお言葉をいただきましたけれども、これから補助金の活用、事業の適正化に努力していくことを要望して私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で大西たま子さんの一般質問を終わります。

一般質問を続けます。通告番号5 4番議員 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） 4番 渡邊亜子、通告に従い質問します。

川上村との姉妹都市、友好都市の現状と今後について、ヨーロッパ女性研修会についての3点質問します。

1つ目、アメリカのワトソンビルと昭和63年に姉妹提携を結び、文化交流を進めてきました。3年前にコロナ禍になり、行き来ができない状態になっていましたが、コロナ明けからはどのようなかたちで交流をしていますか。今後姉妹都市との国際交流をどうやって進めていくのか。

2つ目、2017年に沖縄恩納村との友好都市となり、中学生の修学旅行で沖縄に行くようになりました。修学旅行で沖縄には行かなくなったと聞いたのですが、その理由を聞きたいです。現在、恩納村との交流はどんなかたちで行なわれているのか。今後、交流はどのように行なっていくのか。

3つ目、最後のヨーロッパ女性研修から10年が経ちました。あのとき4年に1度は実施すると聞いていましたが、なぜなくなったのか、今後の予定はどうなっているのかをお聞かせください。お願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 藤原教育長。

○教育長（藤原克朗君） 4番議員さんの沖縄恩納村への修学旅行が中止となった点と今後についての質問にお答えいたします。

沖縄の恩納村と友好都市になってから中学生の修学旅行を沖縄にしたわけですが、コ

ロナの影響もあり、本年度までに3回ほど実施しましたが、一昨年ごろから修学旅行として沖縄に行くのはあまりふさわしくないのではないかという話が学校側から出てきました。

その理由として1. 移動に時間がかかりすぎることで、3泊4日のうち2日は移動に取られてしまう。2. 見学地が少ないこと、歴史的な建物が少なく、首里城は現在再建中である。3. 魅力である「平和学習」が中学生ではまだ早すぎることで、中学生には戦争体験の話や、ひめゆりの塔の塹壕などは刺激が強すぎて、見学するには向いていない。4. マリンスポーツをすればそれだけで終わってしまう。5. うんなん中学との交流もそこへ入れることは修学旅行という観点からすれば違うのではないかということ。

以上の理由から沖縄への修学旅行はやめて、日本の文化、伝統が充分見学でき、歴史的建造物をじかに見ることができるようになるには奈良、京都であることから、来年度よりそちらに変更したいとの学校側からの要望に教育委員会としても受け入れることとしました。

しかし恩納村との交流を継続していくために来年度（令和6年度）において川上中3年生、2年生の希望者を対象に夏休み中に恩納村を訪問し、恩納村の子供たちとの交流をし、お互いの親交を深めるようにしたいと考えています。その中で海での学習や沖縄の風土などを実際に感じてきてほしいと思っています。

さらに令和7年度以降、恩納村の子供たちの受け入れも考えています。今年度は2年生、3年生で行いますが、令和7年度以降は2年生のみになりますので、時期的なものも含めていろいろとより深い学びと交流ができるよう学校と相談しながら考えていきたいと思っています。

いずれにしても、これから恩納村との交流は盛んになることはあれ、後退することはないと考えていますので、村民の皆様にも恩納村の子供たちがこちらに来るようになりましたら、お世話になることもあるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 続いて答弁を求めます。 中嶋企画課長。

○企画課長（中嶋昌哉君） 私からはまず姉妹都市ワトソンビル市との交流についてのご質問にお答えします。

アメリカのカリフォルニア州ワトソンビル市とは、昭和63年（1998年）に姉妹都市提携を締結しまして36年が経過しました。今に至るきっかけとなった農業後継者の視察を含めると40年ほどになります。

以降、農業後継者の視察が平成18年あたりまで続き、また議会の皆さんによる親善訪問や親善大使として英語教師の方が村に1年単位で滞在していただいたりと様々な交流がされてきました。

その後、平成5年度からは中学校生徒の派遣及び受け入れを開始しました。以降、双方で毎年15名前後が1週間程度のホームステイを通じての交流を実施してきており、ワトソンビル市との交流の主な事業となっております。

しかしながら、ここ3年は新型コロナウイルス感染症の流行により、中学生の派遣・受け入れをともに中止をしております。

コロナ禍以降の交流のかたちではありますが、令和4年度からは、中学生同士、こちらは1年生ですが、オンラインによる交流（自己紹介、質疑の応答など）や手紙・お土産（レタスグッズ、日本のお菓子など）の交換を行なっています。

令和6年度は、派遣事業再開も考慮し、予算策定のため経費を調査しましたが、コロナ以降円安の影響などもあり、渡航費等諸経費が膨大に増加しております。

またその他にも生徒数の減少による学校活動への影響や家庭の負担増など総合的に判断して、来年度の中学生の派遣及び受入事業については見送りを判断しました。

今後のワトソンビル市との交流についてであります。先方の窓口は行政ではなくボランティア団体の皆さんでありまして、高齢化や世代交代が進んでおり、積極的な交流が難しいのが現状であります。

しかしながら、姉妹都市を解消するというような考えは私どもとしましても全くなく、交流の方法、例えば20年ぶりにレタスの産地を視察し、本村の農業経営の新たなヒントを見つけるなど、関係各所と協議、協議、検討を進め、新たな交流の取り組みを考えてまいりたいと思います。

次に女性海外研修のこれまでの経過と今後のあり方についてお答えします。

女性海外研修は、すでに実施されていた男性が参加する「農業後継者海外研修」に対して、女性にも同様の機会をとということで、当初「農家婦人海外研修」として平成6年から開始されました。

その後、農家婦人という枠をはずし、村内在住の成人女性なら参加できるようになり、平成15年までに83名の方が参加してまいりました。平成16年度に募集を行いました。参加希望者が2名だったため実施を見送りました。その後17・19年度と隔年で募集を行いました。参加希望者が少なく中止した経過であります。

また平成21年度は、募集段階でインフルエンザが流行していることや9月に行った中学生のワトソンビル派遣を実施した際にも、現地でインフルエンザを発症、帰国後、中学校でインフルエンザが流行したということも考慮しまして、募集自体を取りやめました。

その後平成25年度に、女性を対象とした「村づくり担い手研修」を新規事業として計画しました。この事業の目的は、女性の社会進出のきっかけとなり、海外で学んだこと、

生活や文化、肌で感じたことを女性の視点で今後の村づくり、地域の発展、活性化につなげるというものでありました。

この年には4番議員をはじめ8名の方がご参加をいただき、ヨーロッパのドイツ、オランダ、ベルギー、フランスへと研修を実施されました。

以後、ご質問にもあったように4年に1度実施するというところで、平成29年度に募集人員が10名に達すれば実施するという条件のもとで参加者を募りましたが、残念ながら定員に満たなかったため中止をいたしました。

またその4年後令和3年度はコロナ禍で即中止の判断をしたということでもあります。これまでの経過は以上であります。

今後についてですが、「村づくり担い手研修」もその目的を「国際交流に貢献し得る村民を育成するとともに、地域のリーダーとして村の地域活性化に寄与すること」としています。交流や視察研修とも実施する目的がまず重要であると考えております。

また私たちを取り巻く情報量や情報を容易に得られる環境は10年前とは著しく変化していることも事実であります。ただウェブだとかオンラインだけではなく直接見る、聞く、触れることはまた違う印象を受け取ることができるのも事実だと思います。

コロナ禍を経て様々なことが見直されています。従いまして、女性海外研修につきましても再開の有無、目的、方法など改めて検討すべきと考えますので、ご理解をお願いいたします。私からは以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） 答弁ありがとうございました。修学旅行の行き先については諸事情から変わったというのは分かるのですが、3年前に修学旅行先が沖縄になる時も今の状況とは変わらず、移動に時間がかかる、見学地が少ない、平和学習が向いてない、マリンスポーツも日程をとられてしまうというのは変わらなかったわけですが、その時にはそういう議論はされなかったのでしょうか。

それと修学旅行は行き先がどこにしても子供たちが楽しみにしているのには変わりありません。先生方は子供たちが安全に修学旅行の行程を終えるために大変な努力をされていることには大変感謝しています。

沖縄の修学旅行で学べることは京都や奈良とは異なる魅力や文化、歴史があります。沖縄は戦争の歴史ばかりが取り上げられていますが、それ以外にも珊瑚礁や亜熱帯の植物を通じて地球温暖化や海洋汚染など現代の自然環境問題についても考える機会があります。友好都市として地域の人々の交流を通じて異なる視点や考え方に触れることができます。沖縄の修学旅行は日本の他の地域とは異なる歴史や文化、自然環境、平和の大切さなどに触れることができる貴重な機会だと思います。

また保護者からはどうしてこの3回で沖縄旅行が変更になったのかと聞かれることがありましたので、理由をここで知りたかったわけです。これから修学旅行以外で沖縄恩納村との交流を続ける計画があると思いますが、沖縄に行ける子供、行けない子供との差が出ないよう平等な機会を皆さんに与えてください。

それから2点目のワトソンビル市との交流について答弁ありがとうございました。先日3月1日の中学生のオンライン交流をKCVで拝見しまして、とても楽しそうな姿が印象に残りました。生徒たちが行き来する交流事業がなくなることについて、ワトソンビルの人たちがどのように感じているのかを聞いてもらいました。結論から言えば「川上村の決定を尊重し、今までの交流に大変感謝しています」とのことでした。姉妹都市交流事業で、様々な気遣いをしてくれたことについても深く感謝申し上げますとおっしゃっていました。

ワトソンビル市ではこれまで8つの姉妹都市交流事業に対して、市からの補助金が出されていましたが、すべての事業に補助金を出さないことが決定しました。ワトソンビル市としても、市の補助金なしにこの交流事業を継続することは難しいようです。姉妹都市委員会で長年交流事業の中核を担ってきたロブ前田さん夫婦が11月中旬に来村します。来村した際には、村の方でも是非歓迎していただきたいと思います。そして子供たちのオンライン交流や個人的な交流などは今後も続けていくことができると思いますので、彼らとの友情を大切にしていきたいと考えています。

また今後川上村で外国語の指導助手ALTの募集のある場合には、ワトソンビル市にも声をかけてみてほしいと思います。

次にヨーロッパ女性研修についてです。私は10年前に最後のヨーロッパ女性研修に参加させていただきました。初めての方との旅行は不安もありましたが、異なる文化や価値観を学び、たいへん意味のある研修旅行になりました。今でも毎年1度は同行したガイドさんを交えて旅行仲間との交流があります。

川上村の男性は、他の地区もそうかと思いますが、役員旅行などで国外に出かけるチャンスが多くあります。でも女性が役員旅行や視察で海外に行ったという話はあまり聞きません。ヨーロッパ研修はどうしてなくなったのと話が出る場合がありますので、今回質問させていただきました。予算の関係もありますが、女性にも是非チャンスを与えてほしいです。

2023年からの5年総合計画に拡充農業実習研修については、農繁期だけの付き合いではなく、学生が帰国してからも交流が続くことを目指します。拡充外国人農業従事者等の交流をさらに深めますとありますように、実習生が来ている東南アジア地域を視察するのも、彼らの生活を知り、理解を深める意味で意義のある研修になるのではないでし

ようか。

最近は国際情勢が不安定なため、海外に行くのにはとても心配な面があります。すぐには言えないのですが、目的を持ち新しい環境や経験からインスピレーションを得て、みんなのモチベーションを高められ、農業に励めるような海外研修が数年に1度でも計画され、女性だけではなく、村民多くの人にチャンスが与えられることを希望します。

そして今回すべてそうなのですけれども、何かが変更になったとき、この場合は修学旅行の行き先や姉妹都市、友好都市との交流事業、すべての情報は公開され、村民や関係者に対して周知徹底されることをお願いして質問を終わります。

すみませんが、教育長にだけ3年前に同じことで、行けない理由にはなったと思うのですけれども、3年前検討はされなかったかどうかご答弁願います。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 藤原教育長。

○教育長（藤原克朗君） 3年前ですけれども、私がまだ教育長になってなかった時だったと思います。その時にたぶんそういう議論も出たと思いますけれども、私になってからは先程申したとおり、いろいろなことをやりたがるというか、行った限りはあれもしよう、こっちも見ようということで、あまりにも詰めすぎるようなかたちだったと思います。そこでも出たと思いますけれども、とにかくやってみよう、まだそんなに何回もやったわけではないから、やってみようということで、決まったのではないかと考えています。

ただ今回やってみて、どうもあまりにも無理がありすぎるということでもありますので、それなら修学旅行は修学旅行、交流は交流ということでやった方がいいのではないかと考えて、今度そういうふうになりました。ですのでまた交流することによって、海の作業のことも勉強したりとか、そういうことはできるようになるのではないかと考えています。以上です。

○議長（由井秀樹君） 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） ありがとうございます。よく理解できました。

姉妹都市とか友好都市っていうことを結ぶのには、やはり全員が関わってそれなりに決断するわけですから、こちらの教育委員会としての要望も学校の方に伝えたりとか、一応、友好都市として沖縄恩納村もなっているので、もうちょっとどうにかならないのかという検討はされてもよいかと思います。

それと学習授業で沖縄恩納村に夏休みに変わるとは思いますけれども、その点は負担金などが子供たちに発生すると思いますけれども、学年を指定して、全員お金の負担があまりないようなかたちで、全員が参加できるようなかたちで検討をお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で4番議員 渡邊亜子さんの一般質問を終わります。

ここで13時15分まで休憩します。

(11時58分)

(休 憩)

(13時15分)

○議長（由井秀樹君） それでは休憩を閉じて引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。通告番号6 8番議員 林 克比古君。

○8番（林 克比古君） 8番議員 林 克比古、通告に従い質問いたします。

秋山1号橋の河川の河床の低下、かなり掘れた1号橋の橋脚補強について再三お願いしてきましたが、現在何もされていないことについて質問いたします。

村長は以前、私の一般質問の前に視察し、掘れた状態は確認済みだと思いますが、今年の冬期間にも何も対策が行なわれず、異常気象の中で、今年集中豪雨、台風による被害が出たらどうしますか。

昨年私は依田明善県議に現状の写真を持参し、県に相談していただきました。県は19号台風で予算がないとのことで、橋脚に対して、補強工事はできるとの答えでした。県は答えを出しているのに、どうして工事してもらえないのか、県に相談はしてもらえないのか。その辺をご質問いたします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井村長。

○村長（由井明彦君） 林議員の質問にお答えいたします。林議員の秋山1号橋の河床低下、橋脚補強の対策について答弁いたします。

議員ご指摘の秋山1号橋については、以前は橋脚の周りに土砂が堆積している状態でしたが、令和元年の台風19号をきっかけに周辺の土砂が洗い出され、河床低下の傾向が見える状態となってきているのは承知しております。それ以降経過を見ているところですが、さらに洗堀等が進んでいるといった状態ではないと考えていますし、建設当時の図面を確認しましても、橋脚の高さは8.5mありますが、一番底の部分には厚み1.5mの大きなコンクリートの基礎が存在しており、水面の下に見える橋脚の高さなどから観察しても、今のところは基礎部分にまで洗堀が及ぶような状況ではないと考えられます。

また令和3年に実施しております橋梁定期点検においても、秋山1号橋の橋脚の洗堀については、異常は認められない判定となっております。

秋山地区の河川については、1号橋付近の河床整理の件に限らず。2号橋下流や窯の淵付近の護岸工事などいくつかの事業を県に要望しているところですが、秋山1号橋の件についても、佐久建設事務所の担当者には複数回現場で立会い、確認もしてもらっております。

そうした中で、仮設的な河床保護工事(いくつかのブロックを据える程度となりますが)それも検討しているところですが、県では「河川機能への影響ついて経過観察する」という判断をしております。

県では川上村に限らず県全体に無数にある要望箇所の中から、緊急度を考慮して事業の計画化が検討されているところであります。今年度は、かねてより要望しておりました秋山2号橋下の護岸工事が実施されており、令和6年度も引き続き下流に向かって工事を実施することが予定されております。

千曲川は県管理の一級河川ですので、基本的には佐久建設事務所が確認・管理・点検を行い、その責任において必要な工事等を実施するわけですが、県の河川パトロールでも川上村村内のポイントをしっかりと把握されているようです。村でも観察を続けております。

秋山1号橋の件に限りませんが、村全体で必要な具体的な事業が早期に進むよう、引き続き県との調整を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(由井秀樹君) 再質問を許します。 林 克比古君。

○8番(林 克比古君) 私は明善県議に頼んだ時に、県の方からはこの河床の下がった所に蛇籠で石をふせて補強の工事ができるという言い方をしたらしいのですけれども、それに対して村長もですけれども、県の方にそういう対応ができるかどうかの確認とかそういうのをやってもらっていいというか意向は通してないのか。県と川上村の対応の仕方が少ないのではないかと考えるし、村長は県に行っていないのではないかとこのきついお言葉も村民から出ているから、そういうことに対して村長はどうお考えですか。

○議長(由井秀樹君) 答弁を求めます。 由井村長。

○村長(由井明彦君) 林議員おっしゃるとおりでございます。物事には順序があるというところでございまして、優先順位も一番優先されるわけでございます。河川整備などの土木行政は県、町村それぞれが役割の中で執行をしていることが基本になるわけでありまして。

村内の河川整備については、要望等は県と定期的な会合の中で行なっており、またその現場の状況についてもしっかりと確認をしております。優先すべき緊急性でありまして、その辺もしっかり要望の中で訴えております。特に今の建設事務所のおおせぎ所長とは時々お会いをして会うたびにその話はしております。しかしながらどうしても忙しい方でなかなか時間ができないということでもございました。

そんな中、県と村との友好的な関係を築いていかなければ話は能率が上がらないわけでもございます。こんな中、県は計画的な整備がされるわけでありまして、と申しておる

わけでございますが、私も会うたびにお願いをしておりますが、今、2号橋の下の方を工事しておるわけでございますから、なかなかいっぺんにはできないというのが現状でございます。これからも必要に応じて要望を伺うと考えておりますが、あんまりまたしつこくやっても逆に県の方が怒りを示すという場面もございます。その場その場に応じたお願いはしていくつもりでございます。

またこれからもそんなことで、一日も早い解決をお願いしたいと思っておりますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（由井秀樹君） 林 克比古君。

○8番（林 克比古君） なるべく県との対応を多くとってもらい、そしてなぜ1号橋辺だというのは、昭和の台風であそこは橋から始まって堤防が倒壊した所ですから、そういうことも頭において、村の対応、県の対応をお願いしたいと思ひます。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で8番議員 林 克比古君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。通告番号7 7番議員 由井基治君。

○7番（由井基治君） 7番議員 由井基治です。最初に1月1日に能登半島地震の災害で亡くなられた方々には心よりご冥福をお祈り申し上げます。また被災された方にはお見舞い申し上げます。

それでは通告に従いまして、3点質問いたします。

最初に埋原地区の排水対策事業の進捗状況と今後の予定について伺います。埋原地区で県営事業の導入に向けて調査などを行なっていると聞きますが、現在の状況と今後の予定についてお聞かせください。

また駅周辺には大沢、下がり川、転石と小さな河川がありますが、現在大沢の周辺で県による治山工事が行なわれているようですが、その工事の進捗状況と今後の予定そしてながの八ヶ岳農協の埋原集会所付近の雨水を迂回させて、大沢と水川沢に流す水路の計画についてお聞かせください。

2点目は、川上村の公債費と基金の管理状況について伺います。

まず起債について、起債とはどのようなものか中継を見ている人にも分かりやすい説明をお聞かせください。また現在の川上村の未償還元金つまり借金の総額と今後の年間償還額の推移について。基金つまり預金の管理状況についてどうなっているか住民に分かりやすい答弁をお願いします。

3点目、統合小学校建設について伺います。現在の進捗状況と財源についてお聞かせください。

以上3点をよろしくお願ひします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 原建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） それでは由井議員からの最初の質問であります埋原地区の排水対策の進捗状況と今後の予定につきまして答弁いたします。

はじめに埋原地区の排水対策について申し上げます。令和3年に御所平地区から排水路の改修の要望を受け、県営事業の導入に向けて基礎調査を実施してまいりました。今年度実施計画を策定しているところですが、本来であれば、令和6年来月からですが、国に事業採択申請を行うところになっておりますが、佐久管内市町村の要望事業数が多く、佐久地域振興局の事務手続きが困難であることから、県への採択申請を遅らせるの方針が示されました。

現時点の計画でありますと、令和7年度に国への採択申請を行い、採択されれば、令和8年度から詳細測量設計を手始めに、事業着手する予定であります。

続きまして、2つ目の駅周辺の治山工事と排水対策について申し上げます。

駅周辺は南側上段の埋原地区の農業排水が多く流入する地形となっております。住宅地に流れ込む水量を減らす必要があります。このことから物産農協埋原集荷場から八ヶ岳農協の埋原集荷場にかけての北側の排水路流域およそ38町歩ほどになりますが、これをカバーする大沢川を上流付近で分水しまして、水川沢へ流し込む計画となっております。

令和3年度から順次、基礎調査、実施計画策定を行いました。今年度国へ採択申請を行いましたところ、来年4月から県営農村地域防災減災事業として実施されることが決定しました。来年度に詳細測量設計を実施し、令和7年、8年の2ヵ年で施工される予定です。実施計画の段階での総事業費は約2億円で、村の分担金が事業費の16%となっております。

また治山工事については、佐久地域振興局の林務課が数年前から林地荒廃防止事業として、大沢川周辺の土留め工事を実施しております。

近年は夏場のゲリラ豪雨や大型台風による雨量は、既設の排水路の容量を超え、急激に増水するケースが多くなっていることから、住宅や農地を守るため、いずれの事業におきましても早期着工、早期完了を強く要望してまいります。以上です。

○議長（由井秀樹君） 続けて答弁を求めます。 中嶋企画課長。

○企画課長（中嶋昌哉君） 私からは川上村の公債費と基金の管理状況について説明いたします。一部答弁が午前中と重複しますが、ご容赦をお願いいたします。

まず地方債起債についてご説明いたします。地方債とは村など地方公共団体が財政上必要とする資金を外部、国であるとか金融機関から調達することによって負担する債務のことで、一般の家庭では借金ということになりますけれども、その返済を据置2年を含めて10～20年ほどで行われるものでございます。

地方債の借入れは、毎年の税負担を平準化し、計画的な財政運営を行うための機能と

ともに、現在の納税者と将来の納税者との負担の公平を図るといった機能も併せ持っています。例えば公共施設を全額その年度の税収で建設したとすれば、完成後に引っ越してきた方は、建設費を全く負担せずに施設を利用できることになり、もともと住んで費用を負担した住民との不公平が生じますので、そうした点への配慮にもなっております。

また地方債が「個人の借入金」と異なる大きなポイントに、交付税措置というものがあります。元利償還金の何割かを国から交付税として交付される制度で、借金の一部を国が肩代わりしてくれます。なお、その措置率は起債の種類によって決められております。

統合小学校についてのご質問もされておりますので、「学校教育施設等整備事業債」を例にとると、この地方債は充当率 90%、交付税措置率 60%となります。仮に、学校建設の補助対象額が 20 億円であった場合、財源の国庫補助金で 10 億円、その残り 10 億円に対し、充当率 90%までこの起債を借りることができるため、金額で言うと 9 億円まで借入れることが可能となります。その 9 億円を 10 年毎年 9,000 万円ずつ返済していった場合、その 60%である 5,400 万円が毎年国から交付されるため、村は毎年残りの 3,600 万円を負担することとなります。総額では 9 億円借りて、実質的な負担額は 3 億 6,000 万円となります。

さて 2 つ目の現在の村の未償還元金とこれからの償還額の推移について説明申し上げます。

本村の地方債残高は令和 4 年度末の一般会計ベースで約 55 億円、令和 5 年度末には約 60 億円になる見込みであります。その後令和 7 年、8 年度の 2 ヶ年で、小学校建設関連の起債を含む 18 億円の起債を村が借入れたと仮定すると、令和 8 年度末に起債残高が約 66 億円とピークになり、その後減少していく推計となっております。

この推計によると、公債費（償還額）のピークは令和 12 年度で 9 億円を見込んでおりますが、この内、交付税で 6 億 3,000 万円措置される推計となっており、純粋な負担増は 2 億 7,000 万円程度を見込んでおります。

最後に村の基金、家庭で言うと貯金にあたる部分ですが、その状況についてご説明します。令和 4 年度末の基金残高は、一般会計ベースで 18 種類の基金、総額約 61 億 4,000 万円であります。この内、特定の使用目的を持たず、経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合や年度間の不均衡を是正する場合に不足額を補てんするためなどに充てられる財政調整基金が約 16 億 8,000 万円、村債の償還財源に充てることができる減災基金が約 3 億 3,000 万円ございます。

なお、基金の状況については毎年 9 月議会後の 10 月に発行する村の広報誌で皆さんにお知らせしております。またご覧いただければと思いますが、小学校の財源となる教育

施設整備基金についてのみ状況を申し上げますと、その広報誌にある令和4年度末の基金残高は約13億2,000万円、その後令和4年度決算積立を1億5,000万円、この3月補正で2億円積み増しする予定でありますので、総額で約16億7,000万円となります。

ただしすでに財源として予算化している分が約5億4,000万円ありますので、基金残高は予算書ベースで11億3,000万円となります。以上となります。

○議長（由井秀樹君） 続けて答弁を求めます。 加藤教育振興課惨事。

○教育振興課惨事（加藤明男君） 私からは統合小学校建設における進捗状況と財源について説明いたします。

はじめに進捗状況について説明いたします。まず開発工事ではありますが、産業建設課が主幹する取り付け道路工事、教育委員会が主幹する敷地造成工事ともに住宅供給公社の技術支援を受けながら現在工事を進めているところであります。

今後工期変更の手続をしまして、令和6年8月に完了する見込みであります。工事が終わりましたら、開発行為に対する県の完了検査を受けることとなります。

次に実施設計業務であります。基本設計業務は、川上村の要望を聞きながら大まかな仕様を決める設計を行いまして、工事費の概算の建築費が提示されてきます。

今行なっております実施設計業務はでき上がった基本設計を基にして、現場の施工業者がスムーズに工事を進められるように詳細部分まで行う設計となります。

実施設計業務で詳細部分まで設計を行うと、細かな費用が算出され、最終的な設計金額と工事内容が確定してきます。

現在、詳細部分の設計を詰めているところでありますが、今後、令和6年4月から6月まで設計金額の精算を行います。また県の建築確認を受ける必要があるため、7月から9月までの建築確認での修正業務を行い、10月に成果品が川上村に納品され、実施設計の業務が終了となります。

校舎、体育館の建築工事につきましては、令和7年度から着工する予定でありますが、補助金の関係で令和6年度中に着工になる可能性もあります。

続きまして、統合小学校建設の財源についてであります。統合小学校の総事業費について説明させていただきます。

現在、実施設計を行なっておりますので、基本設計業務終了時の建設工事と附帯する総事業費約39億円の財源についてご説明いたします。

国庫補助金は一次エネルギーの削減が基準を満たした場合の補助金が活用できなくなったため、当初の予定より減額になってしまいました。公立学校施設整備費負担金と太陽光の補助金の学校教育施設環境改善交付金等の活用を想定しておりますが、約9億4,000万円になる見込みです。

次に地方債は約9億2,000万円を見込んでおります。先程の村長と企画課長の答弁にもありましたが、交付税措置される有利な借入れ制度を活用していく予定であります。残りの20億7,000万円余は、教育設備整備基金と一般財源を財源とする予定であります。

現在、実施設計業務を進めているところでありますが、歳入を含め引き続き事業費の検討をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 7番 由井基治君。

○7番（由井基治君） 排水事業に対して再質問します。ここ数年の農業の経営をみると、農業経営も年々厳しくなると予想されます。そうなると各農家の基盤整備の負担金を大きな負担になると考えますが、その点を含めて検討進めていただきたいと思いますが、どう考えておられるかお伺いいたします。

○議長（由井秀樹君） 原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） 通常の村単工事であれば20%とかの地元負担が発生します。ただこういった県営事業を取り入れますと、そこへ地元の負担金もかなり下がります。道路排水であれば県営事業6.25%というような地元負担の低い金額でできますし、今回答弁したような防災、減債の事業を取り入れればまたさらに負担金も軽減できるとなっております。またそれぞれそういった有利な事業を取り入れながら進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 由井基治君。

○7番（由井基治君） 御所平地区は様々な理由があって農業を営んでいない人が畑をたくさん持っている場合があります。場合もいろいろありますので、考慮していただきたいと思います。

また埋原地区の排水対策は住民が注視している事業です。特に駅周辺の住民は雨が降るたびに河川の増水を心配しております。村長の施政方針で元気でやさしい明るい村づくりとして基盤整備と排水対策は重要課題であると述べられました。早い着工をお願いします。

続きまして、財政について再質問します。最初に基金について再質問します。総額で令和4年末で61億4,000万円の基金があると言いました。教育基金について先程詳しい説明をいただきましたが、自分が車を買うとすれば100万円の資金があれば自己資金は10万円で、本人の場合は90%の返済をしなければならないけれども、村が借金した場合は、自己資金を10万円で、60%の54万円は国が出すと。残りの4割を村が負担するという説明を受けました。

教育基金が現在16億7,000万円で、5億4,000万円は予算化したと。令和3年に10億でした。令和8年までに20億にすると。これは選挙の時は15億を使って建設すると

いう話が、ここへ来て5億足されたわけです。この5億足すということは、家庭で言えばへそくりをしてやりくりしたお金を貯金するということになると思いますが、先程、企画課長は行政サービスは低下させないとおっしゃいましたが、どこからこのお金を徴収するのか、事業を縮小するのではないかと思います、その辺の答弁をお願いします。

○議長（由井秀樹君） 中嶋企画課長。

○企画課長（中嶋昌哉君） 15億円の基金というものが20億円という数字がたぶん議員の皆さんにご提示をされていると思います。その5億円についての ですけども、先程の午前中にも答弁させていただきましたけれども、単年度の決算において、余剰金というものが出ます。それにつきましては、繰越金であったり基金への積立金等ありますけれども、これはここ数年だいたい4億円から5億円という数字の中で動いております。ですので、先程の15億から20億にするという5億円をどこでということですけども、令和7年までにまだあと6年度、7年度と2年ある中で、今16億7,000万円ということで、あと残り3億3,000万円の積立てによりまして20億円になるということで、その金額については先程言ったように余剰金があるために違う事業を削ったりしなくても、現状の財政状況からは捻出できる判断をしております、そういったことを目論んでおるところであります。以上です。

○議長（由井秀樹君） 由井基治君。

○7番（由井基治君） 行政サービスにはお金をしっかりかけるということでよろしいでしょうか。

次に起債について質問します。現在令和5年度で60億、これを令和8年度には65億のピークにもっていくと。令和12年には返済金で2億7,000万円、償還額としては9億、国からの何割かの交付税があつて6億3,000万円は交付税だと、単年度で2億7,000万円の借金ならいいのですが、これは山なりになって毎年毎年同じような返済額があるということです。ということは行政を圧迫すると考えてよろしいでしょうか。その辺答弁をお願いします。

○議長（由井秀樹君） 中嶋企画課長。

○企画課長（中嶋昌哉君） 圧迫という表現がよろしいかどうか分かりませんが、それだけ公債費の率が上がるということは間違いありません。それで全体の最近の財政から言いますと、一番苦しいのは庁舎を建設した際には、庁舎というものはほとんど学校と違いまして、補助金であるとか交付税措置の高い起債というものを借入れないと、といった状況の中で、ここ数年財政運営をしてきました。そういった部分で逆に言うと、学校の建設等というよりは庁舎の建設の際の方が財政的にも大変だったということは確かであります。

それと一般的な考え方として、公債費お金を借りるということはいわゆる借金であって、それだけ他の基金もあればお金を借りないで事業をやればどうだという意見等もあると思います。ただし前にもご説明したことがあるかと思いますが、村が行ういろいろな事業とかサービスについては、そういった国、県の補助金であるとかそういう起債が借りられない事業はいくつもあります。

子供の学校のことであるので、子供の関係でいいますと、今学校給食費の無償化ということで、約1,700万円の予算を計上させていただいておりますけれども、これも最初もコロナの交付金があるときはそれを財源として行なっておりましたけれども、それ以降例えば令和6年度すべて一般財源で財源充当して無償化事業をやるということとなっておりますし、今回の補正予算、来年度の当初予算等の中でもご説明させていただきましたけれども、今後は福祉の面、社会福祉、教育、医療の面、診療所の運営等たいへん財政的にも厳しいという状況が出てきます。こういったものに関しては、すべて一般財源を用いて支援等行なっていかなければいけないというところが現状であります。

学校の建設というのは、先程来ご説明しているとおり、補助金であったり、借入れる起債というものがあります。ですので、全体的な財政をみたときにそういった有利なものがあるときは起債を借りてその事業を実施する。それ以外の一般財源をどうしても財源充当しなければいけない時は、簡単に言うと村のお金だけで事業、サービスを実施するというのが、全体の健全な財政運営をする中では非常に必要な部分かと思っておりますので、そういったことで基金を借入れるということが理由の1つとなっています。

○議長（由井秀樹君） 由井基治君。

○7番（由井基治君） 今答弁を聞いていますと、経済状況がだんだん厳しくなると受け取れました。現在特別会計まで入れると、起債は71億円、基金が66億円、この数字もけっこう厳しい数字だと思います。その点どう考えておられるか答弁をお願いします。

○議長（由井秀樹君） 中嶋企画課長。

○企画課長（中嶋昌哉君） 数字上のお話になるかと思いますが、特別会計を含めると71億円の起債であります。簡単に言うと基金貯金が借金を上回っているという状況であります。やはりこれも広報誌の中で住民の方にお知らせしたのですけれども、先程の交付税措置等を考慮しますと71億円のうち、実際負担するのは26億円。実際に借りているのは26億円という計算になります。

それとそういった借入れが基金を上回るという状況はどうかということでもありますけれども、例えば県内77市町村がありますけれども、19の市と58の町村になるかと思えます。その内75%ぐらいの市町村は基金よりも起債の方が上回っている状況であります。決してそういった状況がまれであるということではありませんし、また逆に言い

ますと、だからいいのではないかという議論ではありませんけれども、そういった借入れ等を行いながら様々な事業をやると。サービスであるとかそういったものを提供していくというのも村の果たす役割でもありますので、全体的な中での財政運営だということをご理解いただければと思います。

○議長（由井秀樹君） 由井基治君。

○7番（由井基治君） これは現在、小学校を建設したら起債はもっと増えて基金は20億減る。もっと厳しくなる。近隣の町村とはかけ離れた金額になると思います。学校は建設したけれどもサービス面ソフト面ですね。先程から言っているソフト面の出産、育児、結婚の部分だけで見ると、小海町は出産祝い金として、第1子、第2子には30万円、第3子には70万円、第4子には100万円、まだいろいろあります。南牧は中学校高校を卒業すると祝い金として1人10万円、結婚祝い金として1組50万円。まだ他にあります。北相木村も出産祝い金第1子、第2子20万円、第3子30万円、小学校入学5万円、卒業10万円、中学校10万円、高校卒業10万円。南相木村は出産祝い金30万円、小中学校卒業祝い金1人3万円とあります。

川上村も建物は建てたけれども、ソフト面で、近隣の町村より劣っていたら出て行ってしまう子供たち、家族が増えてくると思います。この辺をどう考えているか答弁をお願いします。

○議長（由井秀樹君） 中嶋企画課長。

○企画課長（中嶋昌哉君） 申し訳ありませんが、政策的な部分が大きいので、市の立場から本来ならお答えするべきではないと思いますが、そういった事業ができないかどうかということ、現状の財政から言うと、まったく問題なく同様の事業ができるということはここでも断言できます。ただその目的であるとか、その効果であるとかは類似の市町村をまねするだけではなくて、やはり根本を考えた中で、いろいろな施策については検討していくべきだと私は思います。

それと学校建設というのは、今年度策定しました総合計画の中でも実施するとあります。それと同様に子育て施策であるとか、人口減少の問題であるとかそういったことの施策というのは同じように計画として挙げられております。そういったところへ財政的な予算を割くということはまったくできないという判断の中でやっているのではなくて、そういった要望であるとか施策に対する村の考え方はどうなのかということに一番寄与されることだなあと私は思っております。

○議長（由井秀樹君） 由井基治君。

○7番（由井基治君） 企画課長の答弁でしたが、これは理事者ともある程度議員も話し合いを持ちたいと思います。

引き続きまして、小学校建設について再質問いたします。平成30年から様々な議論がなされて、現在小学校建設を進めていますが、ソ連のウクライナ侵攻や能登半島地震など想定しなかったことが起きています。物価高による材旅費の高騰や労務単価の上昇が続いて、建物の建設時期としては最悪の時期ではないかと考えております。

3月末には確か実施設計のある程度の金額が出るという話を聞きました。村民の中にはまだ7億から10億ぐらいは上がるのではないかといううわさがあります。もし高額な建設費が示された場合、統合小学校の規模や小中一貫校の方法などあわせて再検討したらどうかと思いますが、その辺どのように考えておられるかお願いします。

○議長（由井秀樹君） 加藤教育振興課惨事。

○教育振興課惨事（加藤明男君） ただいま設計業者の方に3月末におおまかな金額を出してくれというように依頼はしております。その結果を見て、また私たちの方で事業費の精査をしていきますが、その時、議員おっしゃるとおり例えば7億とか計り知れないような金額が出た時はまた財政もしくは理事者と相談していきたくて考えております。

ただ、今議員おっしゃる統合小学校の規模であるとか小中一貫校の方法などについての再検討ということにつきましては、大変申し訳ないのですけれども、政策的なことになってしまいますので、私からの答弁はできませんので、申し訳なですが、よろしくお願いたします。

○議長（由井秀樹君） 由井基治君。

○7番（由井基治君） 今担当の教育振興課惨事の加藤さんから答弁がありましたが、答えられないと。私は村長に提案があります。理事者と議員で1度話し合って、ある程度検討しなければ行政と議会は両輪だといいますが、このまま行ったらたどり着けないところに行ってしまう場合があります。

村長、19号災害、コロナ、世界的なコロナのパンデミック、川上村でもコロナが蔓延し、ウクライナとロシアの紛争があり、今はイスラエルとガザが戦争して思いもよらない円安で物価も上昇しております。ここへ来て能登半島の震災等いろいろな要素が重なりました。これで小学校の建設の費用はまだ分かりませんが、もし上がるようなことがあればある程度協議をする場を持って検討していかなければ、いつまで経っても前へ進まないような気がします。その辺答えられれば答弁お願いします。

○議長（由井秀樹君） 由井議員に申し上げます。少し通告とずれてきているようなのですが、由井村長いいですか。 由井村長。

○議長（由井秀樹君） 由井村長。

○村長（由井明彦君） いろいろご忠告ありがとうございます。今、7番議員がおっしゃるのは議会と相談しろということですが、もちろん私はそのつもりでございます。

す。もとより一番のもとには議員の皆さんも加わってあり方検討委員会、そして建設委員会、2年間それを皆さんと検討してきたわけでございます。確かに今言われたとおり実に運の悪い村長というか、非常にいろいろな局面に出くわしてしまったことは事実でございます。だけどそんなことでめげていたのでは何もできないと自分では覚悟しております。粛々と進めるしか手はない。それが私の基本理念でございます。先程来説明している校舎1つぐらい余裕があった方がいいわけでございます。しかしこれから人口推移をして行くと、増える要素はないという結論に達していると思います。そんなところから教室は増やさない。プールは造らない。それからまだ今の県道端の畑の方も一部は買収しないと。ありとあらゆる角度から経費を下げていることも皆様方には理解していただきたいと考えております。

また本当に物価が一番上がった時期の建設でございまして、非常に苦慮をしておるわけでございますが、またこれから業者の選定等々いろいろあるわけでございます。そんな中で削れるところは削った予算にしていきたいと考えております。

また議員の皆様を決して軽視しているわけではないことはご理解いただきたいと思えます。もし我々もだし皆さんの方でも理事者と相談があるということになれば、是非皆さんの方から要望していただければいつでも対応はしますからよろしくお願いいたします。

それからさっきの償還の問題でいろいろ議論されたわけでございますが、償還というのはピークがあります。ピークはあるけれど今の試算でいくと6年か7年ぐらいかかると思えます。それを過ぎるとまた大幅に下がってきますから、ここ6、7年が皆さんが一番心配する数字だと思っております。しかしながら課長の言うとおり、何の心配もないということでございますので、ご安心をしていただきたいと思えます。よろしく願いします。

○議長（由井秀樹君） 由井基治君。

○7番（由井基治君） 村長、急な答弁ありがとうございました。前向きに議会と理事者とで検討するというかたちで答弁いただきましたので、議会としてもある程度前に進みたいと思えます。その時には課題として、教育長が前回の答弁の中で、整備された場所であればいい教育は受けられないという答弁を受けたと思えます。この点についても今日でなくていいので、教育方針をある程度打ち出してもらいたいと思えます。これで私の質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で7番議員 由井基治君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。通告番号8 1番議員 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 1番議員 中嶋治樹です。それでは過日通告いたしました2件の

質問を行います。

1つ目の質問ですが、先月、長野市議会においても、子供の医療費を今後無料化に向けて検討を始めることを明らかにしました。2023年現在、県内42市町村が500円、15市町村が300円、20市町村が無料となっております。

また南佐久地域において、2024年現在、佐久穂町500円、小海町300円、南相木村300円、南牧村300円、川上村では500円となっております。窓口負担額は自治体によって決定しているとのことですが、川上村が500円である根拠をお伺いしたいと思います。

次に2つ目の質問に入ります。一見、窓口負担額が安いように感じられます。しかし実際のところ病院、薬局とも同じ場合、2回目の病院、薬局での負担額は無料、病院、薬局のいずれかが異なる場合、2回目の負担額は500円となります。病院、薬局が2回目以降も合致していなければ無料にならないこと、常に同じ医療機関にかかることが前提であるこの制度に、私が実際に経験して疑問がありました。私の経験上、子供、乳幼児は自分症状をうまく伝えることは難しく、週に何度も病院へかかることがありました。症状が改善しなければ他の医療機関へ換えることがあります。時間によってはかかりつけ薬局へ行くことが難しく、最寄りの薬局へ行かなくてはなりません。そうすると子供の人数の多い家庭においては、窓口負担額は増えることとなります。子供を連れて、医療機関へかかるだけでも精神的負担があること。また昨今の燃料高騰による経済的負担は家計を圧迫することになります。

先日、村長の施政方針演説にて、出産から大学生活までの支援を行うとの強い志を表明されておりました。そこで近隣市町村に先駆けて、川上村から子供医療費窓口負担の無料化を実現していただきたいと強く願っております。村長はどうお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井村長。

○村長（由井明彦君） それでは1番議員のご質問にお答えします。中嶋治樹君の質問では子供の医療費負担を無料にすることは可能かについてでございます。詳しくはまた保健福祉課長の方から説明をさせていただきますが、いろいろの制度について説明があるわけでございます。これからの子育て支援の観点からも、各部署の枠を超えた総括的な連携、支援体制の構築を進め、今回の医療費窓口負担に限らず、様々な支援策を早急に協議していきたいと考えております。ちょっと短くて申し訳ありませんが、よろしくお願いたします。

○議長（由井秀樹君） 続いて答弁を求めます。 藤原保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤原英紀君） それでは私から子供の医療費窓口負担について、1医療機関につき500円の窓口の負担となっているが、500円である根拠は何かということにつ

いてご回答します。

この窓口負担に関する制度、福祉医療制度と申しますけれども、その制度にのっとって行なっているところであります。現在の対象者は18歳以下の者、障がい者、ひとり親家庭、妊産婦となっております。特に妊産婦については令和3年度から村独自の施策として従来の制度から新たに追加して、その妊産婦の福祉医療制度をやっている自治体は現在県内で11の自治体が対象としています。

診療の際に健康保険証を使って医療機関等にかかり、お支払いいただいた医療費の一部を助成する制度です。

その自己負担ですけれども、1レセプト（医療機関が保険者に月ごとに提出する診療報酬明細のこと）あたり500円としており、18歳以下の方については、窓口で受給者証を提示することにより500円のみで済むようになっております。

またそういったお子さんが県外で受診された場合、そしてその他の対象の方は本来の負担割合を一旦お支払いいただき、後日500円を差し引いた分がそれぞれの方に振込まれる仕組みとなっております。

窓口負担についてですが、令和4年度に県の福祉医療費給付事業検討会において、「医療機関等を受診した皆様に、福祉サービスの受益と負担の関係を明確にし、共に制度を支え合う一員であることを自覚していただくため、医療費の一部負担を維持することが妥当である」という検討会の答申結果が取りまとめされ、引き続き川上村も負担をお願いしているものであります。

500円の根拠でありますけれども、先程中嶋議員からもありましたけれども、300円の自治体もあったということですが、そこについては平成15年ぐらいからこの制度が始まったわけですが、21年の時にこういった討論や医療費の水準等もみまして、300円を500円に自己負担をするという県全体の変更があったということでありまして、その時に値上げを行わなかった自治体という認識で私はおります。

その根拠ですけれども、当時過去3年間の1件あたりの自己負担額である1,721円を県・市町村・受給者の3者で均等に負担するとした場合の額である573円という金額が出まして、それをもとに1レセプトあたり500円となった経過がございます。

先程議員がおっしゃったとおり、県内では500円負担が42市町村 300円負担が15市町村、負担なしが20市町村となっております。

負担なしの市町村におきましては、お子さんだけではなく障がい者も含め、全対象者が負担なしという自治体もあることは承知しております。

また長野市等はお子さんについては15歳までがこの制度の対象としているところでありまして、長野市については18歳までの拡充、その先の無料化についても議論されて

いると承知しております。

そして長野県では、低所得世帯の子供の自己負担の無料化を早急に検討しておりまして、令和6年度か7年度中に世帯水準によりこの500円を無料化にすることを想定して進めているとお聞きしております。

また国でも様々な子育て支援策をこれから打ち出していく中で、国の目標としては全世帯がお子さんにかかる分については無償化という目標を掲げて、いろいろな議論をされているところがございます。

自己負担の無料化ですが、一般的に言われていることは自己負担が軽減されると、中嶋議員が言っていることとちょっと相反することですが、一般的には頻回受診につながり医療費が高くなるとされています。また医師の働き方改革等も踏まえて新年度から浅間病院で平日の夜間の子供の診療窓口を設置するという佐久圏域の取り組みもありますけれども、受診が増えることにより、本来受診が必要な方が支障を来すという問題点もあるとされています。

しかしながら今言ったとおり、そういうことを言っている場合ではなくて、子育てというところに村長おっしゃるとおりこういった面もそうですし、他で支援できることももっと考えなくてはならないということで、無償化については県の動向、国の動向等を踏まえながら最終的に無償化の方向に進めていきたいと私は考えているところでありますし、いろいろな部署と連携して、いろいろな子育て支援を検討して進めていかなければならないと思っているところであります。以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 答弁ありがとうございます。まず保健福祉課長に再質問です。諸々の事情は理解できます。2021年の検討会で近隣の市町村が挙げなかったということですが、今となってみれば近隣の市町村より子育て支援が遅れていると思われても仕方がない状況になっていると思います。今は結婚の条件としても子育てがしやすい環境に重みを置いているのも現状です。

人だけでなく環境も選ばれるという認識を村でも意識していただいて、子育て支援に力を入れて、少子化対策にもつながることを念頭に取組んでいただきたいと思います。

検討していただいて、無料にできれば無料にさせていただく、もしくは近隣市町村に近づけてもらうということで、お願いしたいと思います。

村長には子育てに関する問題は複雑になり、多岐にわたりますが、子供は成長し、子供でいる時間は大人よりも短いので、子育て世帯が安心して子供を育てられる環境に早急に改善するように村全体で、全力で取り組んでいただきたいと思います。

それと先程、支援策の拡充をおっしゃっていただきましたので、是非子育てに関する

支援をいろいろと広げてもらえるとありがたいと思いますので、是非よろしくお願ひします。私からは以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で1番議員 中嶋治樹君の一般質問を終わります。

これで本定例会に通告のあった一般質問を終わります。

本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれをもって散会といたします。ご苦勞様でした。

散 会

○議長（由井秀樹君） これでは本定例会における通告のあった一般質問を終わりといたします。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦勞様でした。

（散会 13時55分）

令和6年川上村議会第1回定例会

令和6年3月14日
(開会 10時00分)

- 議長（由井秀樹君） おはようございます。
本日は全員の出席を得ています。
これから本日の会議を開きます。

日程第6 議第1号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（由井秀樹君） 日程第6 議第1号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第1号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第7 議第2号 川上村屋内ゲートボール場施設設置条例の一部を改正する条例

- 議長（由井秀樹君） 日程第7 議第2号 川上村屋内ゲートボール場施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第2号 川上村屋内ゲートボール場施設設置条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第8 議第3号 川上村介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第8 議第3号 川上村介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第3号 川上村介護保険条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第9 議第4号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第9 議第4号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第4号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第10 議第5号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第10 議第5号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第5号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第11 議第6号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第11 議第6号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第6号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 12 議第 7 号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第 12 議第 7 号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 7 号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 13 議第 8 号 川上村犯罪被害者等支援条例の制定

○議長（由井秀樹君） 日程第 13 議第 8 号 川上村犯罪被害者等支援条例の制定を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

林 克比古君。

○8 番（林 克比古君） この制定の趣旨は理解しますが、実際に川上村村内で事案が発生したとき、村は具体的にどのような支援をするのか教えてください。お願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 実際に犯罪被害者等の支援が必要になった時の内容ですけれども、それは条例の中には書いてありますけれども、こういった形で国、県、警察などとの連絡を密にしながら、できることというか、先程提案理由の時に説明しましたけれども、住宅の確保とか 2 次被害を防ぐとかの支援をしていきたいと思っております。

○議長（由井秀樹君） 林 克比古君。

○8 番（林 克比古君） それではこういう事案が出現したときに、生活の環境とかを全部村の方で支援できる対策をしてもらえるとということによろしいでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 村でできることについては、やはり個人的なところもございますので、どこまでやるべきかということもありますけれども、その辺は犯罪被害者の方々と相談とか連絡を密にしながら、こういったものを必要とされているかだとか、また例えば見舞金など、取りあえず生活のために必要な見舞金ということはこちらでも考

えておかなければいけないと思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（由井秀樹君） 林 克比古君。

○8番（林 克比古君） これからこういうことは多くなってくると思うので、是非対応をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で林 克比古君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。 由井基治君。

○7番（由井基治君） 2枚目の第2条の（4）、村民とまた村内に住所を有し、子供まで認めるということでしょうか。どこまで認めるということか、具体的に説明をお願ひします。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 当然のことながら子供さんとかも被害に遭われた場合には対象となってきますし、その家族全体ということで対象になってくると思っています。

○議長（由井秀樹君） 由井基治君。

○7番（由井基治君） はい分かりました。

○議長（由井秀樹君） 以上で由井基治君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 要望ですが、これがもし決まりましたら、できるだけ広く速やかに周知してもらって、子供の下校等の時に、追いかけて回されたとか写真を撮られたということが毎年発生していますので、学校とかにも速やかに伝えて、これが機能するようにお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 先走るかたちでいけなかったのですが、新聞などには南佐久郡内で、この犯罪被害者等の支援の条例の制定を皆さんで取り組んでいくということになっておりますので、その辺はまたそういったかたちではなくて、今度村側からの発信ということでピーアール事業をしていきたいと思っています。

今の子供のつきまといみたいなことが下校時にあったという話もありますので、そういったこともこちらでも積極的に取り組んでいきながらどのくらい支援できるかということをやりたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（由井秀樹君） 以上で中嶋治樹君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。 井出 光君。

○6番（井出 光君） 第11条で別に定めるところにより見舞金を行なうものとすると思いますが、これは金額がまったく分からないので、せめて議会ぐらいにはその表を提出してもらわないと、見舞金が1万円なのか10万円なのか100万円なのか、その程度にもよ

るのですけれども、こういった見舞金が出るのかまったく分からないので、賛成も反対しようがないのですけれども。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） この見舞金については、一律何万円ということではなくて、例えばこの被害に遭われた方々について、1ヵ月分の当面費用がないというか、財産をなくしてしまったということがあった場合に、1ヵ月生活できるような費用の見舞金というかたちですとか、あとどの程度までなのか、家財道具とか必要なのかも分からないのですけれども、そういったことについても見舞金である一定程度の生活ができるだけのところはみていかなければいけないかなと思いますし、あと先程から言っていますけれども、村営住宅なんかについても見舞金という形ではないのですけれども、村営住宅の居住費用というか家賃というかそこらはこちらでも考えて、無料にできるかそれともいくらかもらうかということはあると思いますけれども、そういったことで金額が明確に定められませんので、犯罪被害者の方によって家族の状況も違いますし、ある程度何ヵ月間なり何日間必要かということも定められませんので、その辺のところをどの程度みられるかということも判断しながら金額を決めていきたいと思っています。

○議長（由井秀樹君） 井出 光君。

○6番（井出 光君） 今のお答えによると、この11条の書き方ですけれども、別に定めるところによると書いてありますけれども、定まっていなくてであれば、その都度に応じてとかのかたちにした方がいいのではないですか。決まったものがないのであれば、その状況によってということ。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） いろいろな要綱について、どういう状況かによっても違ってくるけど先程も申しましたけれども、それに加えてこちらでは条例を出しておりますけれども、私たちの中では要綱なり規則というものがあって、今回は要綱でその内容について定めておりますので、そちらで決めていければと思っております。

○議長（由井秀樹君） 井出 光君。

○6番（井出 光君） 総務課の中では分かっているけど、議員にはこれだとまったく中身が理解できないと思うのですけれども、その辺をもう少し分かりやすく説明してもらった方がいいと思いますけれども。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 要綱ですので、本会議には出てきませんが、当然要綱の制定はしますので、制定したところではお示しというか皆さんにお渡しできることに

はなると思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 井出 光君よろしいですか。 以上で井出 光君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 8 号 川上村犯罪被害者等支援条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 14 議第 9 号 川上村中小企業融資保証基金条例を廃止する条例の制定

○議長（由井秀樹君） 日程第 14 議第 9 号 川上村中小企業融資保証基金条例を廃止する条例の制定を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 9 号 川上村中小企業融資保証基金条例を廃止する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 15 議第 10 号 川上村体育施設条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第 15 議第 10 号 川上村体育施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 10 号 川上村体育施設条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 16 議第 11 号 課設置条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第 16 議第 11 号 課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

大西たま子議員。

○9 番（大西たま子さん） 第 2 条の中に 1 から 6 まで新しく設置する課の名前が書かれてありますけれども、その中の(4)の産業課について質問いたします。説明の中では企業企画の振興係という説明があったような気がするのですが、今まで産業建設課が 2 つに分かれて産業課と建設課になるという説明を受けました。そのことは分かるのですが、この産業課はどういう仕事をするのか、どういうところから人が集まって、どういう仕事をするのかということを詳しく教えていただきたいと思います。

また建設課には水道の担当とかの係の方もそこへ入るのかどうかあわせて質問いたします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 産業課の内部ですけれども、私のところの今の考えではまだ今後人事異動等もありますので、内容的には変更になる可能性もありますけれども、私の中では産業課の中には先程申されたように企画課の振興係、それを商工観光というかたちで入れさせていただきまして、農政係、林務係、土地係とその辺のところを産業課ということで考えております。

建設課については、今の道路とかみている建設係と水道をみている環境係というものを入れさせていただければと思っております。

○議長（由井秀樹君） 大西たま子さん。

○9 番（大西たま子さん） 産業課というのは観光とか農政とか林務と今答弁をいただきましたけれども、そうすると村の産業の振興を図るといふことの解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 産業に向けての施策をするところが産業課ということでできればと思っております。

○議長（由井秀樹君） 大西たま子さん。

○9番（大西たま子さん） 今の説明で理解できました。

それともう1つ質問いたします。新しい課が2つ増えるわけですから、そういうところに女性を登用するとか、今女性がかなり日本は管理職とかあるいは政治の世界でも女性の登用がかなり低くて新興国の中でも最下位から2番、3番というところに位置するということでもあります。

村でももっと女性を登用してもいいのではないかと思うのですけれども、そういうことを考えているのかどうか伺います。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 女性登用については今後も検討してまいりたいと思います。

ただ女性について、今の職の階級ですとかその辺りから考えていかなければいけないと思っていますし、その辺の女性登用についてどのようにしていくかということは最終的には理事者の方々が決めることですので、私の方からは申し上げられませんが、今後も十分検討していかなければいけないと思っております。

○議長（由井秀樹君） 大西たま子さん。

○4番（大西たま子さん） 村長に伺います。女性の登用についてはどのように考えているのかお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 由井村長。

○村長（由井明彦君） 今、日本中やはり男女共同参画が騒がれているわけでございます。

村としても当然そのような考えに前向きに進んでいきたいと考えております。

○議長（由井秀樹君） 大西たま子さん。

○4番（大西たま子さん） 是非これから役場の中でも女性登用に向けて、課長あるいはそれ以上の係にも登用を是非お願いしたいと思います。

それと注文ですが、3年前に政策調整室をなくして、そういう人事でやったときは大変驚きました。それによって庁舎の建設の現場で働く人が担当者が代わったことでかなり困惑したという話も聞きました。こういうふうに課を新しく設置したり人員をそういうだいたいな時期にむやみに人を異動させるというのはいかがなものかとうずっと思っていましたので、そのことも慎重に対応していきたいことをお願いして質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で、大西たま子さんの質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。 井出 光君。

○6番（井出 光君） 提出理由で組織変更にとまなう新規課設置のためとありますけれど、

ども、前の4つの課でどんな不都合があったために今の新しい3つの課を新設するのか。

あと1つははっきり分からないのが、村づくり推進課の具体的な業務はどんなことをす

るのか。

あと少子高齢化、人口減少の対策はどこの課が先頭に立ってやるのか、お答え下さい。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） ご質問にお答えしたいと思います。今までの不自由があつて

ということは、内部の中では昨年から策定しました5ヵ年計画というものがあるのですが、それを強力に推進していくために、村づくり推進課ということで設置させていただきまして、そちらが長期計画とかそういったものの政策を重点的に担っていくということで課を開けました。

そのために今までの企画課がスリム化というわけではないのですが、規約にありましたので、商工観光に関しては産業課の方に移管してということでやらさせていただきますので、ご了承をいただければと思います。

あと少子化ですけれども、少子化については内部で同断的なものをつくっていかねればいけないと思っていますけれども、私の考えではメインのところは保健福祉課のところから生まれてからのことはやっていきますので、福祉課でまず窓口とすればそこで兼務していただけるのが、私は一番いいと思っていますので、その辺は課という名前ではありませんので、室になるのかその辺の窓口という名前になるのか分かりませんが、そういったことで4月からはそういうことで取り組んでいきたいと思っています。

村づくり推進課については、今の企画課にあります政策に関するところですね、それとKCVとかの広報、あとは広報誌ということをやらせていただければと思います。

ただこれについても詳細については今、内部で検討しておりまして、臨時異動とかもからんできますので、その中でどういう仕事をするかということは4月以降の体制ではっきりするとは思いますが、そういったことで村づくり推進課についてはやっていきたいと思っています。

○議長（由井秀樹君） 井出 光君。

○6番（井出 光君） 分かったような分からないような感じですが、課が2つ増えて、それなりに経費もかかるとお思いますので、それが無駄になることのないように、行政でしっかりやっていただきたいとお思います。

○議長（由井秀樹君） よろしいですか。 以上で井出 光君の質疑を終結します。

ほかに質疑ございませんか。 由井基治君。

○7番（由井基治君） 総務課はそのまま残して企画課と産業建設課をばらばらにして保健福祉課も残すという考えでしょうか。その点お願いします。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 総務課はそのまま残すということです。今企画課にあります財政については税財政課ということで、別に定めさせていただきます。

企画課にあります商工観光については、産業課の方に移行ということになると思います。保健福祉課は変わらず同じだと思います。

○議長（由井秀樹君） 由井基治君。

○7番（由井基治君） 全員協議会とかそういう場で課が違うから説明できないという話が結構出てきます。この横のつながりはどう考えているのか、その辺お願いします。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 当然異動もありますので、全職員については分かるところもあるかもしれませんが、詳細のところになってくると担当課、担当係、担当者でないところとちょっと分からないところもあります。ただ全体的な政策的なところについては、当然財政についてもそうですし、村づくりの政策についてもその辺は全部把握していなければいけないかなあということは思っております。

○議長（由井秀樹君） 由井基治君。

○7番（由井基治君） 課が増えるということですから、課長たちも新しくなり、課長たちも人数が増えればある程度スキルを持っていただいて、これから勉強していただいて、答弁できないというようなことのないようにできるだけ努力していただきたいと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で由井基治君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。 川上真人君。

○2番（川上真人君） 昨年の12月のときに、課の改革案が示されたのですが、議会に上程されなかったのですが、この3ヵ月間でいろいろ内部で議論をされたと思うのですが、今回の改革によって、村民が一番よかったとメリットとを感じる部分はどこでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） おっしゃるとおり12月に全員協議会で説明させていただきました中で、さらに検討を進めて、今回の上程となりました。今後、分かりやすいということはありますけれども、村づくり推進会については、村の政策について推進していきたいということを全面的に出している課だということをご承知いただければと思います。

あとほかについても分かりやすいかたちで村民の方々にはどういった課がどういうことを担当しているかは当然お示ししながら早く理解していただいて、分かりやすいようさせていただきます。以上です。

○議長（由井秀樹君） 川上真人君。

○2番（川上真人君） 課が6つに増えるということで、それぞれの課に課長は置かれる

とは思いますが、細分化されたことによって、スピーディに行政運営が行なわれるという意識でよろしいでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 今も取り組んでおりますけれども、今後とも各課課長も含めて担当ですけれども、スピーディにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 川上真人君。

○2番（川上真人君） 分かりました。よろしくお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 以上で川上真人君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。 古原和哉君。

○3番（古原和哉君） この課を6つに分けるということで、予算は変わってこないですか。お願いします。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 全体的な予算については変わりません。ただ各課で受け持っているところですね、例えば商工観光について、今まで企画課でやっていたけれども、それを産業課ということになれば伝票などの取扱いは産業課内部ということになりますので、産業課が今までいくらあったものが、今度商工観光が増えたことによって、もう少し産業課としてのボリュームが増えるということはありませんけれども、村全体の予算が増えたり減ったりということはありません。

○議長（由井秀樹君） 古原和哉君。

○3番（古原和哉君） そのようなことがないようにお願いしたいと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で古原和哉君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 保健福祉課で子育て支援総合窓口みたいなものを設置すると言っていたのですが、そのときには取りあえず今のままでやっていくという回答だったと思うのですが、その辺は新しく課ができたときにそういう対応をしていくのか、順次やっていくのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 先程ちょっと申し上げましたけれども、当然保健福祉課に子育て相談窓口的なものをつくりたいと思っています。

その名前が今おっしゃられたような子育て支援窓口になるのか、ほかの名称になるのかまた内部で検討しなければいけませんけれども、課というわけで設置するわけではありませんので、今回ここには出してありませんけれども、そういったことで対応してい

ければと思います。

子育て相談支援窓口についても今年はそういったかたちでやりますけれども、将来に向けては別の課を設置してやっていくのがいいのか、または今みたいにまずは保健福祉課なりで受け付けをしておいて、相談内容によって、教育委員会の必要な場合もありますし、そうでなくてまた違うところが必要な場合もありますので、そういったことの横断的なものを支援会議というものを開いてやったほうがいいのか、また検討できるかたちにしていった方がいいのか、そこら辺は今後進み方によってですとか、内容によって検討していければと思っていますけれども、当面のかたちでは保健福祉課のところに子育て支援の窓口は設置したいと思っております。

○議長（由井秀樹君） 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 分かりました。たぶん現状が保健福祉課の窓口にいても保育園のことは保育園だったり、小学校は小学校だったりして、小学校を含めて教育委員会にいてくださいというふうな状態が結構あるので、できれば1箇所についてすぐ相談ができるような体制は整えてもらいたいと思います。

それともう1つ、課が増えて窓口がたぶん増えると思うのですがけれども、人は今までのような配置でやっていくと思うのですがけれども、今まで役場を訪れたときに担当がいなくてできないと言われることがあり、書類がほしいと言われて、そういうことがあるのですがけれども、窓口が増えて使いやすくなるようにしてもらいたいと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で中嶋治樹君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑はございませんか。 由井基治君。

○7番（由井基治君） 3番議員の古原和哉さんの質疑の引き続きで、本来ならば条例を変えてから予算を組む方がよかったですのではないかと思います。予算を組んでから課を編成し直すというと、ちょっと矛盾が感じられますが、その辺をどう考えているかもう一度お願いいたします。

○○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） そういう面はございます。本来でしたら12月に課の設置を決めておいて、4月からということで、予算編成ができればよかったですけれども、再度検討が必要だということで、12月の上程は見送りましたので、3月ということになりましたので、その辺は予算的には後追いというか課とか係についていくかたちになってしまいますけれども、そんなかたちで提案させていただいております。

○議長（由井秀樹君） 由井基治君。

○7番（由井基治君） この点は少し議会軽視と受け止める場面もあります。もう少しこ

の辺しっかり行政としても考えていただいて、しっかりと村民にも議会にも伝わるような行政をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で由井基治君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 11 号 課設置条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 17 議第 12 号 川上村新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第 17 議第 12 号 川上村新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 12 号 川上村新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 18 議第 13 号 川端下辺地、大深山辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（由井秀樹君） 日程第 18 議第 13 号 川端下辺地、大深山辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 13 号 川端下辺地、大深山辺地に係る総合整備計画の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

議場の皆様に申し上げます。ここで 11 時 05 分まで休憩をとります。

(10 時 51 分)

(休 憩)

(11 時 05 分)

○議長（由井秀樹君） それでは休憩を閉じて会議を開きます。

日程第 19 議第 14 号 令和 5 年度川上村一般会計 第 5 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 19 議第 14 号 令和 5 年度川上村一般会計 第 5 回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。 井出 光君。

○6 番（井出 光君） 42 頁、第 10 款教育費、第 3 目教育振興費で 24 節の教育設備基金（予算分繰入）2 億とあるのですけれども、予算にないからこれは補正予算にのせてあるのではないですか。

それに関連して 17 頁第 19 款繰入金、第 1 目基金繰入金の第 14 節教育設備基金繰入金を減額しているけれども、これはなんのために減額したのか。

次の 20 頁、村債 7 目教育債、第 1 節小学校建設事業費 2,700 万円、これも削っていますけれども、この削った分を 2 億円の方に振替えているということですか。

それと 39 頁、第 5 目下水道費、27 節繰出金下水道事業特別会計繰出金を 1,100 万円ほど削っていますけれども、減らした理由を教えてください。

○議長（由井秀樹君） 中嶋企画課長。

○企画課長（中嶋昌哉君） お答えします。まず 2 億円の積立てに関しましては、ご説明の中でもしたわけですけれども、3 月補正全体をみて、その収支のバランスから 2 億円新たに基金の方へ積んだというものであります。

それとその後にご指摘のありました起債であるとか基金の減額等の補正については 2 億円の積立てとはいっさい関係なく、事業課の方での事業精査によりまして、その財源を見直したということでありますので、別立てとお考えいただければと思います。

○議長（由井秀樹君） 産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） それでは下水道の関係で一般会計の繰出しの減額につい

てです。下水道会計の方でも説明しましたが、支出の方が下水道会計で減額になっておりまして、支出が減額になれば収入の方も減額ということになりますので、その減額を一般会計の方で調整という意味合いもありまして、今回一般会計の繰出しを減額ということでございます。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で答弁を終了します。 井出 光君。

○6番（井出 光君） 先日の説明の中で、教育施設整備基金の方に毎年3億円くらいの余剰金が出るので、それを積んでという話がありましたね。2億円を積んだ時点で16億円になって、あと4億円ぐらいになるのですけれども、1年半ぐらいでこの基金は終わるのですけれども、毎年3億円も余剰金が出るのであれば、そのあとはそれを償還金の前倒しに使っていくか、高すぎる村民税、国保税の減額に振り替えるということはどうですか。

○議長（由井秀樹君） 中嶋企画課長。

○企画課長（中嶋昌哉君） 議員ご指摘のとおりでありまして、目的別の基金に積立てることがなければ、当然この間お答えしたように、庁舎の際に借入れたお金を繰上償還するとか、そちらの方に財源を充てたいということは実際のところあります。ただ今は政策的に小学校の建設を目論んでおりますので、その基金への積立てを行なっているということでもあります。

あと減税であるとかそういったことについては、政策の部分でありますけれども、当然余剰金というものが年間で大体3億とか4億出てきているのが現状でありますので、この間もほかでご質問いただいたように、例えばほかの子育ての施策であるとかそういったことを今のところ小学校の建設を理由にできないとかということはこの間も答弁したとおり、申し上げるつもりもありませんので、いろいろなことは検討していけると考えています。

○議長（由井秀樹君） 井出 光君。

○6番（井出 光君） 分かりました。できるだけこの間も中嶋議員からも質問がありましたが、金額が何億円という単位でなくて、何百万という単位なので、そちらの方は臨機応変に対応してもらって、余剰金であれば回してもらって何の問題もないと思いますので、できるだけそういうゆとりのある政策をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で6番 井出 光君の質疑を終結します。

ほかに質疑ございませんか。 由井基治君。

○7番（由井基治君） 47頁の公債費の一番下の計ですが、上から足しても3億8,900万円となるところが4億434万9,000円となっています。ここがたぶん1,500万円ぐらいの差が生じているのですが、この説明をお願いします。

○議長（由井秀樹君） 中嶋企画課長。

○企画課長（中嶋昌哉君） 補正予算につきましては、たとえば補正のある目のみ記載するということになりますので、実際には例えば今回6年度の当初予算書の部分を見ていただきますと、2目として利子というものが含まれます。ですので、今議員ご指摘のとおり今回の補正とその下の計との差というのは本来ですと、ここに2目利子というのが金額としてありますので、一致しないというのが理由であります。

○議長（由井秀樹君） 以上で由井基治君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 14 号 令和 5 年度川上村一般会計 第 5 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 20 議第 15 号 令和 5 年度川上村特別住宅特別会計 第 1 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 20 議第 15 号 令和 5 年度川上村特別住宅特別会計 第 1 回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。 川上真人君。

○2 番（川上真人君） 4 頁の 1 目住宅使用料 2 特定公共賃貸住宅使用料マイナス 111 万円になっているのですが、入居希望がなかったのかどうなのか、そのマイナスの理由を教えてください。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） これも説明をさせていただいたと思いますけれども、前の方が退去されたときに、そのあと壁紙とか畳を変える場合もありますけれども、そういったところの設備の修繕を行なうわけですが、その空白期間がありまして、それに加えて新規の入居希望者を今も募集しておりますけれども、そういった募集の期間というのがありまして、空いている期間がどうしても生じてしまいまして、その分がマイナスということで計上させていただいています。以上です。

○議長（由井秀樹君） 川上真人君。

○2 番（川上真人君） 引っ越しの際の修繕の期間ということでよろしいですね。入居希

望者がないということではないですね。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） はいそのとおりでございまして、退去した後の入居までの修繕する期間だとか、募集をかけている期間とかになっています。今も空室もありますけれども、募集をかけておりまして、住む人がいないという状況ではないということをご理解いただければと思います。

○議長（由井秀樹君） 川上真人君。

○2番（川上真人君） はい分かりました。

○議長（由井秀樹君） 以上で川上真人君の質疑を終結します。

ほかに質疑ございませんか。 井出 光君。

○6番（井出 光君） 5頁の経営管理費1目維持管理費の中の特別住宅基金予算分繰入の100万円ほど減額になっていますが、減額にした理由を教えてください。このまま基金の方に積立てもいいのではないかと思いますけれども、積立てない理由を教えてください。特別住宅はこれからまだ金がかかるところがいっぱいあると思うので、基金の方が増えた方がいいと思いますが、増やさない理由を教えてください。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） こちらは歳入の方とリンクしておりまして、歳入の方の減額があったために予算分の基金への積立てが減額ということになっております。先程申しましたように、いろいろな収支のバランスをここでとっているということで、ご理解いただければと思います。

○議長（由井秀樹君） 井出 光君。

○6番（井出 光君） 歳入の方というか決算で3億円の余剰金があるのであれば、そこから回せば、この100万円ぐらいは削る必要がないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 今ご指摘のことはありますけれども、特別住宅の特別会計でするので、こちらは特別会計で運用しておりまして、別会計とさせていただいて結構なのですけれども、特別住宅、特別会計については別会計でやっております、その中で収入が減った分が積立ての方に回っていかないということになっておりますので、一般会計から繰入れしているわけではありませんので、そちらとのリンクはございません。

○議長（由井秀樹君） よろしいですか。以上で井出 光君の質疑を終結します。

ほかに質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 15 号 令和 5 年度川上村特別住宅特別会計 第 1 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 21 議第 16 号 令和 5 年度川上村国民健康保険特別会計 第 2 回補正予算

○議長(由井秀樹君) 日程第 21 議第 16 号 令和 5 年度川上村国民健康保険特別会計

第 2 回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 16 号 令和 5 年度川上村国民健康保険特別会計 第 2 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 22 議第 17 号 令和 5 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計 第 1 回補正予算

○議長(由井秀樹君) 日程第 22 議第 17 号 令和 5 年度川上村後期高齢者医療保険事

業特別会計 第 1 回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 17 号 令和 5 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計 第 1 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 23 議第 18 号 令和 5 年度川上村介護保険事業特別会計 第 2 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 23 議第 18 号 令和 5 年度川上村介護保険事業特別会計 第 2 回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 18 号 令和 5 年度川上村介護保険事業特別会計 第 2 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 24 議第 19 号 令和 5 年度川上村訪問看護事業特別会計 第 2 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 24 議第 19 号 令和 5 年度川上村訪問看護事業特別会計 第 2 回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 19 号 令和 5 年度川上村訪問看護事業特別会計 第 2 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 25 議第 20 号 令和 5 年度川上村簡易水道事業会計 第 3 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 25 議第 20 号 令和 5 年度川上村簡易水道事業会計 第 3 回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 20 号 令和 5 年度川上村簡易水道事業会計 第 3 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 26 議第 21 号 令和 5 年度川上村下水道事業会計 第 3 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 26 議第 21 号 令和 5 年度川上村下水道事業会計 第 3

回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。 4 番 渡邊亜子さん。

○4 番（渡邊亜子さん） この間質問をしたのですが、下水道ができる前に浄化槽を設置して、その時にかなりの方が補助金をもらってあると思います。補助金をもらった方は下水道をつなぐ際に速やかにつなぐというきまりがたぶんあったと思うのですが、今 7 割ぐらいがつないでいると聞きましたが、つなぐように指導するという事はやっているのでしょうか。

それと今後どうかたちでつなぐように皆さんに説明していくのか教えてください。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） 下水道の接続に関してですが、下水道法 10 条がありまして、その法律を解釈しますと、家庭の雑排水を浄化処理していれば接続の義務は生じない。浄化処理をしてなければ下水道につなげなければならないという下水道法がありまして、一概に強制的に下水道に接続させるということとはできないということになります。

それから今議員おっしゃるとおり、加盟率 7 割程度ということで、接続していただくのが望ましいのですが、ちょっと村の事情を話しますと、公共枡が家の近くにあった場合に、ただ家が公共枡より低くなっている場合には、どうしても下水の汚泥処理をポンプアップしてそこまで持ってこなければならぬ。そうなる则ちかなりその部分は自己負担になりますので、個人住宅の方はかなり費用負担になります。ポンプアップということになれば 100 万円単位でお金がかかってきまして、川上村にはまだそういった住宅がありまして、なかなか一概に下水道へつないで下さいというわけにもいなくて、今年度も 1 軒、下水道の方へつなげますかということで新築住宅の方で問い合わせがあったのですが、公共枡が住宅よりも高い所にあるというお宅で、その方は浄化槽の設置を選択したということです。

そういった事情があり、村の下水道会計が負担してやればという意見もあるかと思

ますが、なかなか下水道会計も厳しい面もありますので、ちょっと今のところ経費を検討してもらって、浄化槽にするか下水道にするかということで、一概に加入を推進しているということでもないのですが、一応その辺は負担の関係についてはまた検討していかなければならないと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） 下水道法の10条とか難しいことは知らなかったのですが、浄化槽の補助金をもらっている人の意味というか、補助金をもらったら一応は下水道につなげるかどうか自分たちで何というか、無理にポンプアップとかお金がかかることはしょうがないと思うのですが、そういう人たちがつなぐように説明してもらって、それで無理な場合はお金もかかりますのでしょうがないのですが、そういう対応をしているのかどうかということを知りたいです。お願いします。

○議長（由井秀樹君） 原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） つなぐ際には村の担当が相談窓口になって下水道をつなげば下水道料がこのくらいになります、浄化槽つなげば管理費だとか維持費がこのくらいになりますという説明はしております。

ただ個別にそういった案件については、窓口の対応をしているのですが、なかなか下水道の普及周知をしていかなければいけないと思いますので、また広報誌等を使って、下水道の経費の比較だとかそれから加入推進に向けてそういったお知らせはしていきたいと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 渡邊亜子さんよろしいですか。

○4番（渡邊亜子さん） はい。

○議長（由井秀樹君） 以上で渡邊亜子さんの質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第21号 令和5年度川上村下水道事業会計 第3回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第27 議第22号 令和6年度川上村一般会計歳入歳出予算

- 議長（由井秀樹君） 日程第 27 議第 22 号 令和 6 年度川上村一般会計歳入歳出予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。渡邊亜子さん。
- 4 番（渡邊亜子さん） 44 頁総務費 2 款 7 目 18 節負担金及び交付金、交通事故防止対策補助金というのがあるのですけれども、これに安全ブレーキシステム上限 5 万円で出されていると思うのですが、今年は 3 件、その分の 15 万。その前が 5 件分出されました。令和 4 年に 1 件だけ補助金の申請があったと思うのですけれども、70 歳以上に対して、今は安全システムのついた車が多くて、申請の件数も減ってきていると思うので、5 件から 3 件になったのはいいのですが、今後これと併用して免許返納された方への公共交通機関やタクシーを利用する際の交通費の一部を補助するとかの検討もお願いしたいと思うのですが、これからそんなふうにも、時代とともによろしく願います。以上です。要望というか、どのように思っているかお答え願います。
- 議長（由井秀樹君） 答弁をお願いします。 由井総務課長。
- 総務課長（由井正一君） 交通の関係の補助金ですが、これについては先程、議員さんおっしゃったとおり件数も 5 件から 3 件に減らしておりますけれども、これについては今後とも必要があればということで、今回は令和 6 年度予算については上程させていただいております。それに代わるかたちでの補助とかは今後検討していければと思っておりますので、よろしく願います。
- 議長（由井秀樹君） 渡邊亜子さんよろしいですか。以上で渡邊亜子さんの質疑を結びたいと思います。
- ほかに質疑ございませんか。 井出 光君。
- 6 番（井出 光君） 49 頁の 16 目庁舎交流防災センター建設費の 14 目工事請負費の中ですが、これは裏の駐車場ということですが、表の駐車場のでき上がったものが、入り口がまだ狭すぎて、2 台交差できないのがありますね。狭いので庁舎から上の方へ出る時に、どうしても反対車線にはみ出さないと出られない。これはいずれ事故が起きると思うのですよ。上から飛ばして来る車と。待っていればいいのですけれども、上からも下からも車が来るので、隙間をみて出ようとするとうまくも反対車線にはみ出さないと縁石に乗り上げてしまうと。それと入った時に真っ正面に街路灯の支柱がある。これも邪魔でしょうがない。せつかくこれだけの立派な駐車場をつくったのですから、今の倍ぐらいの入り口がないと、出入りには非常に不便で事故が起きる前に、裏の工事にあわせてもいいですし、今、表の左側の一部工事との抱き合わせでもいいですから、こちらの方で拡張工事をお願いします。
- 議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 私も入り口については非常に狭いなあと考えていて、改善できればと思っているのですけれども、県道側からの入口ということで、入口の幅が決まっているわけなのです。その決まっている中で申請をして縁石を設置しておりますので、あれを拡張となると、建設事務所なり等の協議が必要になってくると思います。1 駐車場につき 5 m か 6 m だったと思うのですけれども、入口ということになっておりますので、その辺のことについてまた設計会社とも相談しながら、どうしたら拡張できるのかということも検討していければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 井出 光君。

○6 番（井出 光君） 今、由井基治議員からも聞こえたのですけれども、ただ単なる庁舎の駐車場ではなくて、防災センターの駐車場なんです。災害とかあって、上から下からみんな避難してきた時に、駐車場の入口で事故る可能性がすごくあります。入れないです。入って正面に街路灯の支柱があり、そこにぶつかるとか、こんな危険のある駐車場をこのまま放置しておくのは危ないので、大至急、県にもお願いして、防災センターとしての機能を成さないで、危険でしようがないということで、村として県に陳情すれば通ることだと思いますので、その辺を大至急にやって、今工事をやっている最中に一緒にやらないと、また別工事だと大金がかかってしまうので、この辺をなんとかやってください。以上です。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 今おっしゃるとおり県に要望していきたいと考えております。

○議長（由井秀樹君） 以上で 井出 光君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。 大西たま子さん。

○9 番（大西たま子さん） 93 頁の商工費についての中目 2 の 18 節の商工会補助金について伺います。私は以前もこのことについて質問しましたが、今回はこういうふうに村から補助金を出している団体に対して会計報告がなされているかどうか質問します。

先日、全員協議会の時の予算説明会の時にマルシェへの補助金を出したので、会計報告をしてほしいということで、産業建設課の方から会計報告を出していただきました。ほかにも村としては社協とかあるいは振興公社にも補助金を出しているのですが、ここでも会計報告を出していただいています。しかしこの商工会の補助金は大変大きい額だと思います。740 万円という大金をどのように使われているのか会計報告を今後出してくれるのかどうか。出せないのならどうしてなのか。この説明をお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 中嶋企画課長。

○企画課長（中嶋昌哉君） 商工会の補助金であるとかほかの団体の補助金につきまして

は、監査委員の方にも補助金団体の行政監査ということで、年に1回なり2回なり行なっていていただいております。そこではその補助金の使途については、説明を求めて受けておると認識しております。

また補助金につきましては、実績報告書というものが収支報告書というものが村にも提出されてきますので、例えばこの商工会につきましては、そういった報告書が提出できないということではないとご理解いただければと思います。

○議長（由井秀樹君） 大西たま子さん。

○9番（大西たま子さん） こちらで報告書を見たいと言えれば見ることはできると解釈してよろしいでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 中嶋企画課長。

○企画課長（中嶋昌哉君） 必要とあらばその内訳等のご説明はいつでも私の方からさせていただきますことも可能ですので、またお尋ねいただければと思います。

商工会に関していえば、商工会というのは県の方の親の商工会の団体の方から職員の補助金等はお出しておるわけですが、そういった部分で補えないということで、以前より村から補助金が出ていると理解しております。よろしくお願いたします。

○議長（由井秀樹君） 大西たま子さん。

○9番（大西たま子さん） はい分かりました。ただ740万円はかなり大きい額だなあと思ひまして、だいぶ前にインボイスのこともあって、ちょっと事務所を訪ねた時に、3名の事務職員がいました。そういう人数の中で740万円はずいぶん多額だなあと感じたもので、またこの件については、私の方としても注視してみたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で大西たま子さんの質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。 由井基治君。

○7番（由井基治君） 85頁第1項農業費の3目農業振興費の12節委託料森の駅運営委託602万1,000円とありますが、この金額は令和4年度の決算書を見せてもらいましたが、足りなかった分を村で補てんしている事業です。確か150万円の繰越金があって1,200万円の売り上げがありました。実質450万円、繰越金が50万円と、この事業にすべて村から丸投げで出していたのでは事業と言えるかどうか、その辺精査してもう少し村で指導するなりしてもらわないと、丸投げの事業だと村民の聞こえも悪いと思いますが、その辺少し変えてもらえるのか、その辺答弁をお願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） このマルシェの運営につきましては、立地条件が悪く経営が厳しい状況です。売り上げだけみればかなり赤字で、たいへんなことですが、中身

的には当初のマルシェの理念からしますと、村内の奥さん方とか若い人たちが自分で加工品を創意工夫して持ち込んで、いろいろな取り組み事例が見られる中で、本当に女性の活躍がこの場で活かされるなあとも思っております。

またこの運営に関して、私も理事というような店舗運営に会議の中でも関わっていきまして、非常に活発な意見も交わされたりして、工夫もされているのですが、なかなか達成感には結びつかないという状況であります。

また村も店舗の会員の方も大勢いますので、意見を聞きながら村もしっかり関わって取り組みたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 由井基治君。

○7番（由井基治君） 立地が悪いとかそういうことを言っていたらいつまで経っても伸びません。ある程度努力する姿勢を見せてもらわないと、議会としても丸投げで全部お金を出すことに意義があるのかと思います。

あと1点、うわさもあります。一部の人がやっていて行きづらいという意見もありますので、この辺もよく村民の皆さんから声を聞いていただいて、ある程度使いやすく行きやすい施設にしてもらいたいと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で由井基治君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） 今の由井基治議員の質問と同じですけども、マルシェの金額はほぼ人件費だと言っていましたよね確か。人件費のかからない方向としては、例えば北杜市のひまわり市場の前に地元の人たちが生産したものを置くとか、ナナーズの中に一部コーナーを設けて、その委託料を村が負担するとか、そうすればこの600万円超えの予算は少しは減るのではないかなあと思いますが、村の女性たちが活躍するのはすごくいいことだと思います。それを張り合いにして夏の楽しみや少しの小遣い稼ぎで旅行に行ったりとか楽しいことをするというのは、本当に同じ立場として理解はできますけれども、あまり進化のないままそのまま考えもせず、儲かる方法も考えずというのが、ちょっと長年見てきてこっちからお願いして何をやらせてもらっているのかというところにも行き着くので、方法はいろいろあると思いますけれども、場所が悪いならナナーズの一部を委託料として借りるとか、ほかに活躍する方法はどうでもあると思うので、ちょっと考えていただけたらと思います。いかがでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） 以前もナナーズさんの店舗の一部を借りるだとか駐車場の一部を借りるだとかという意見もありまして、そういったことも検討した中で、今回に至っているということでございます。そのほかにも野辺山のヤツレンの店舗の一角を

借りるだとか、そこへ出店するとか、そういったことを検討してみたのですが、なかなか借上げの関係等でうまくいかない部分もありまして、今に至っているという状況です。

そのほかには今年の秋に八千穂のインターチェンジの所に農産物の販売コーナー等もできるということですので、そこへも今後出店していくという計画を持っていますし、それからこのマルシェに来てもらえないのであれば、こちらから出かけて行きましょうということで、金峰山荘だとか町田、三鷹の施設等へも売店の方へ出店してやっていますし、それからこれからまたさらに三鷹とか町田とかの物産展の方へ出店を検討して取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） 今度、佐久穂の道の駅にできて、レタスは川上村だけが独占みたいなかたちで販売するというのすごく期待しています。

それと観光地に出向くのもそうですが、観光地のマルシェの方に寄ってくださいみたいな看板を設置するとか、宣伝方法とかあとまたナナーズとほかの場所も検討されたということですが、時代は変わって何年前に検討したか分からないのですが、その時々で様子が変わると思うのですよね、だからマルシェの方で議題にあげてもらって、そういう方法もどうかというのもナナーズさんの方に言ってもいいのではないかと思いますけれども、よろしくお願いいたします。以上で終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で渡邊亜子さんの質疑を終結します。

他に質疑ございませんか。 井出 光君。

○6番（井出 光君） 公債費の件ですが、企画課長に質問ですが、公債費は前倒し償還した場合には交付税がおりなくなるということですか。

○議長（由井秀樹君） 中嶋企画課長。

○企画課長（中嶋昌哉君） そういうことではありません。繰上償還をしますと、本来ですと償還期間は10年と設定して、10年間で分割して返済していくわけですが、伴って交付税というの10年で交付されてきます。ですから繰上償還してしまうと、入ってくる交付税だけプラスになってくるというようなことで、今回の一般質問の答弁でも令和5年度については、公債費4億円に対して、その部分の交付税措置は4億5,000万円と答弁させていただいたのですが、そういった現象が起きるということで、決して繰上償還すると交付税がなくなるということとはございません。

○議長（由井秀樹君） 井出 光君。

○6番（井出 光君） ではお尋ねします。表を見ると、0.35から0.5%、一番高いのは1.8%というのは考えられない利率で借金を借りているわけですね。0.35でも0.5でも普通の銀行金利の10倍の金利で借りています。基金で積立てもいただく利息と

いうのは 0.0 何%しか来ていないわけです。約 10 倍の差額を利息として払わなければいけない。今財政は減債基金の 3 億円くらいはありますので、古いものと特に 140 頁の財政融資資金利息の 1.8%なんていう法外の利息は、この減債基金を使って早々と償還してしまった方がいいのではないですか。あと利息の高い順に、これは積んでいてもまったく意味のない基金ですから、利息をもらえるよりも払う利息の方が多いわけですから、これを全部使ってもいいですから、利息の高い順また古い順にどんどん返済をしていったらどうですか。

○議長（由井秀樹君） 中嶋企画課長。

○企画課長（中嶋昌哉君） どれを返済する、これをするというのは、全体の財政運営の中で判断をせざるを得ないというところがあります。高いからそのところに減債基金をすべて充当してということもちょっと、まあ考えとしてはあるのしょうけれども、いろいろ検討した上で実施したいと思いますし、借入先につきましては、金融機関に対しまして、利率等の確認をしたり、また借入れ換えということも必要によっては行なっております。なるべく当然村として負担の少ないようにということは常に考えていきますので、検討していきたいと思っております。

○議長（由井秀樹君） よろしいですか。以上で井出 光議員の質疑を終結します。

ほかに質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 22 号 令和 6 年度川上村一般会計歳入歳出予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

議場の皆様に申し上げます。ここで 13 時 30 分まで休憩をとります。

（12 時 03 分）

（休 憩）

（13 時 30 分）

○議長（由井秀樹君） それでは休憩を閉じて午前中に引き続き会議を再開いたします。

日程第 28 議第 23 号 令和 6 年度川上村営バス事業特別会計歳入歳出予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 28 議第 23 号 令和 6 年度川上村営バス事業特別会計歳

入歳出予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 23 号 令和 6 年度川上村営バス事業特別会計歳入歳出予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 29 議第 24 号 令和 6 年度川上村特別住宅特別会計歳入歳出予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 29 議第 24 号 令和 6 年度川上村特別住宅特別会計歳入歳出予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 24 号 令和 6 年度川上村特別住宅特別会計歳入歳出予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 30 議第 25 号 令和 6 年度川上村国民健康保険特別会計歳入歳出予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 30 議第 25 号 令和 6 年度川上村国民健康保険特別会計歳入歳出予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 25 号 令和 6 年度川上村国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、原案に

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 31 議第 26 号 令和 6 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 31 議第 26 号 令和 6 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 26 号 令和 6 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 32 議第 27 号 令和 6 年度川上村介護保険事業特別会計歳入歳出予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 32 議第 27 号 令和 6 年度川上村介護保険事業特別会計歳入歳出予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 27 号 令和 6 年度川上村介護保険事業特別会計歳入歳出予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 33 議第 28 号 令和 6 年度川上村訪問看護事業特別会計歳入歳出予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 33 議第 28 号 令和 6 年度川上村訪問看護事業特別会計歳入歳出予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ご

ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 28 号 令和 6 年度川上村訪問看護事業特別会計歳入歳出予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 34 議第 29 号 令和 6 年度川上村簡易水道事業会計予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 34 議第 29 号 令和 6 年度川上村簡易水道事業会計予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 29 号 令和 6 年度川上村簡易水道事業会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 35 議第 30 号 令和 6 年度川上村下水道事業会計予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 35 議第 30 号 令和 6 年度川上村下水道事業会計予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。中嶋治樹君。

○1 番（中嶋治樹君） 2 点ほど伺います。まず 1 つは先程の水道会計で 15 頁の未収金が 978 万 5,000 円に対して、下水道の未収金が 882 万 3,000 円だと思うのですが、私が使っている限りでは、通常下水道の金額は水道の倍ぐらいの徴収をされると思うのですが、これはどうして下水道の未収金が少ないのかということをお聞きしたい。

それともう 1 点、先程午前中もありました浄化槽の関係で、浄化槽は年 1 回の法定点検と 3 ヶ月か 4 ヶ月に 1 回の点検が義務付けられていると思うのですが、補助を

出している浄化槽については村でもその点検が適正に行なわれているか把握しているかということを知りたい。故障などで地下浸透していく下水が適正に処理されてなくて、地下水の汚染とかにつながっているようなことがあると、井戸水を掘って、野菜の苗にかけたりしている農家等もあると思うので、大腸菌などの被害が出るようなことを予想されますが、その辺は補助を出している浄化槽について、そういう管理が適正にできているのか伺いたいです。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） 上下水道、それから水道料金の関係の滞納関係の収入の関係ですが、今議員指摘のとおり、下水道料と水道料金が2倍ほど違うということで、滞納額について、下水道料金の滞納が水道の2倍程度になっていなければおかしいのではないかという質問ですが、この上下水道の予算の見積り方として滞納料金につきましては、前年の料金収入の関係を見込んだりということで、予算を立てますので、単に上水の滞納の分がこれくらいだから、下水はでは2倍でいこうという考え方ではやってないので、そういうことでよろしいですか。

それから2点目の浄化槽の点検の関係ですが、浄化槽は確かに定期点検が義務付けられていて、その点検結果というのが県の浄化槽の協会等へ異常がないかどうかという連絡がいきますので、そういうことで浄化槽の管理についてはやってもらえるということで、お願いします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 最初に未収金の方ですけれども、これはおおよその金額になるということでよろしいですか。今、実際たぶん未納があると思うのですけれども、確定した金額というのはここには出ていないということですか。

○議長（由井秀樹君） 原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） 上下水道ですが、今月末に1回これで会計が閉まります。

そうすると滞納がどのくらいかというのが出てきます。そうすればその滞納額を来年度の予算の方に反映させてこの予算を組んであるということでよろしくをお願いします。

○議長（由井秀樹君） 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） はい分かりました。それと関連しましてもう1つ、この数字というのは毎年増えているのですか、それともほぼ同じぐらいの金額なのか教えてもらいたい。

○議長（由井秀樹君） 原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） 実績としては9月の決算説明の時に資料をお出ししますので、その資料ですと横ばいかその年によりますけれども、滞納額が増えたりとい

うことになってきています。また徴収については努力したいと思います。よろしく願
いします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） ありがとうございます。公共の施設ですし、お金もかかっている
ところなので、まじめにやっている人も納得するようなかたちをとってもらって、徴収
の方もしっかりしてもらえればと思います。

浄化槽については、県が管理しているということなので、承知しました。ありがとう
ございました。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で中嶋治樹君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。 井出 光君。

○6番（井出 光君） 先程、承認してしまった予算ですが、簡易水道の方では未収金に
340万円ほどの貸倒引当金を充てているのですけれども、下水の方は引当金がゼロで
すが、これは貸倒引当金を充てなくてもいいということなのですか。

○議長（由井秀樹君） 原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） もう一度調べて後程回答いたします。よろしく願
います。

○議長（由井秀樹君） 井出 光君。

○6番（井出 光君） 今の件はまたあとでお願いいたします。

それともう1点は先程の前の川上村の特別住宅の特別会計について、これは特別会計
なので、一般会計からの編入はないという話だったのですけれども、その後のいろい
ろな特別会計を見ていると、ほとんどが一般会計から繰入れしているのですけれど
も、なんで特別住宅だけ一般会計から繰入れしないのか、その理由を教えてください。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 特別会計ですので、先程申しましたように、私の説明のよう
にあくまで独立採算ということで収入と支出をちゃんとまかなっていかなければいけ
ないというのが原則ですが、他の会計で繰入れしているところについては、それが成り立
たないというかマイナス分が多いので、その分だけ一般会計から繰入れするというこ
とになっています。

○議長（由井秀樹君） 井出 光君。

○6番（井出 光君） 赤字部分の少ないところは一般会計から繰入れしないで、多いと
ころだけ繰入れするということでよろしいですか。

○議長（由井秀樹君） 中嶋企画課長。

○企画課長（中嶋昌哉君） 予算の関係ですので、私の方からも答弁させていただきます。

今総務課長が申し上げたとおり、特別会計というのはそれぞれの会計の中で清算していただくというのが原則であります。

ただ先程の下水道とか上水道といった部分の繰入れについては、それを例えば一般会計から繰入れをしないと、一番反映されるのは料金の部分に反映して、収入を増やすということが1つの手法として行なわれなければいけないといった部分があります。そうすると住民の方への負担もかなり増えるということで、許される限りの中で一般会計からの繰入金を行なっているという現状もあります。よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 井出 光君。

○6番（井出 光君） このいろいろな特別会計を見るかぎり、一般会計から繰入れするとかしないの判断基準がよく分からないのですけれども、その辺またあとでちょっと教えてください。

○議長（由井秀樹君） 中嶋企画課長。

○企画課長（中嶋昌哉君） 今それぞれにということだと私の方もちょっと答弁し切れな部分もあるので、あとでまとめてご回答させていただきますけれども、法律の中で許されている部分もあったり、それを超えて法定外繰入れということで致し方なくする部分もそれぞれの会計においてあるので、またその辺会計毎に繰入額等まとめてありますので、どうしてこの会計には繰入れていなかったりということも含めてご説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 井出議員。ちょっと議案の方からそれておりますので、後程の答弁ということをお願いしたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 30 号 令和 6 年度川上村下水道事業会計予算ついて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 36 議第 31 号 財産の取得について

○議長（由井秀樹君） 日程第 36 議第 31 号 財産の取得についてを議題といたします。

説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 31 号 財産の取得について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 37 議第 32 号 川上村林業総合センターの指定管理者の指定について

○議長(由井秀樹君) 日程第 37 議第 32 号 川上村林業総合センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 32 号 川上村林業総合センターの指定管理者の指定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 38 議第 33 号 川上村観光施設の指定管理者の指定について

○議長(由井秀樹君) 日程第 38 議第 33 号 川上村観光施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 33 号 川上村観光施設の指定管理者の指定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩をとり事務局より資料を配付いたしますので、そのままお待ちください。

(暫時休憩 資料配付)

○議長（由井秀樹君） 休憩を閉じて会議を開きます。

ここでお諮りします。

追加日程第1 議第34号 令和6年度川上村一般会計第1回補正予算

日程第2 委員会の議会閉会中の継続審査の件

を日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。お配りした追加日程表の日程番号のとおり、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議第34号 令和6年度川上村一般会計第1回補正予算

○議長（由井秀樹君） 追加日程第1 議第34号 令和6年度川上村一般会計補正予算

を議題といたします。なお、この予算につきましては、2月29日、3月1日の予算研修で説明が済んでおりますので、説明を省略いたします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り、討論を行います。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第34号 令和6年度一般会計補正予算、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

追加日程第2 委員会の議会閉会中の継続調査の件

○議長（由井秀樹君） 追加日程第2 委員会の議会閉会中の継続調査の件を議題といた

します。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議案集綴り込みの申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉 会

- 議長（由井秀樹君） 以上で本定例会の日程はすべて終了しました。
これを持ちまして、令和6年第1回定例会を閉会といたします。
たいへんご苦勞様でした。

（閉会 14時00分）

上記会議の顛末を記載し、相違なきことを証するため
署名議員と共に署名する

令和 年 月 日

川上村議会議長

署名議員第 番

署名議員第 番